
TIPS

ON CAMPUS LIFE
FOR STUDENTS

2020

安全で快適な学生生活のために

安全で快適な学生生活のために 1

学生が巻き込まれるトラブル	1
トラブルを回避するための「姿勢」と「行動」	2
契約行為とは何かを知ろう	4
「クレジット」について	5
キャッシュレス決済について	7
危険な勧誘	8
SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと	10
インターネット上のトラブル	11
飲酒	12
違法薬物	13
カルト集団等による危険な勧誘	15
立命館大学のキャンパス全面禁煙	17
交通ルールと交通安全・通学ルール	18
アルバイト	20
盗難・窃盗・置き引き・ひったくりに注意	22
ひとり暮らしの注意	23
通学・帰宅・夜間外出時の危険	23
18歳選挙権・20歳になったら国民年金に加入	24
正課・大学行事中・課外自主活動中、大学施設内のケガ	25
保険加入の勧め	25
学生生活セミナーについて	26

包括的な学生支援ネットワーク 27

学生オフィスの学生支援コーディネーター	27
学生サポートルーム	28
Student Success Program (SSP)	29
保健センター・障害学生支援室	30
ハラスメントの相談	31

学生懲戒規程・学生団体処分規程 33

立命館大学学生懲戒規程	34
懲戒の流れ	38
留意事項	39
過去の懲戒事例	40
立命館大学学生団体処分規程	41
学生懲戒規程 関連諸規程 抜粋	44

◆ 相談窓口一覧 (学内・学外) 46

安全で快適な学生生活のために

大学4年間は、様々な活動の中で多くの友人・恩師にめぐりあい、豊かな人格や人間関係を形成していく大切な時期です。自らの関心、テーマに基づいた学部での専門的な学び、様々なプログラムや課外自主活動に積極的に参加し、主体的に「学び」、有意義な学生生活を送ることを期待しています。

また学生時代は、社会で自立して生きていくための「準備期間」でもあります。大学生として学生生活を送るにあたっては、様々な事柄について自らが選択、判断して行動し、その責任を負うことが基本となります。社会には、大学生を標的とした悪質な商法や勧誘が存在します。ちょっとした油断やスキによって、トラブルに巻き込まれるケースもめずらしくありません。個人情報管理をはじめ、学生の皆さん、一人ひとりが「自己管理」していく力が求められます。

学生の皆さんは、市民社会の一員です。大学や社会のルール、マナーを遵守し、他者を尊重し、よりよい社会づくりに貢献することが求められます。様々なルールやマナー、法律・法規は、遵守すべきことを定めているとともに、皆さんの権利を守るためにつくられていますので、権利と責任の双方を理解して行動してください。

なお皆さんが法律・法規、学内のルールやマナーに違反した場合には、法律・法規、大学内の規程に基づいて、懲戒、懲罰を受けることになります。皆さん一人ひとりの言葉や行動、情報発信が常に社会的責任を伴っていることを認識し、大学生としての自覚と誇りを持った、責任ある行動を心掛けてください。

学生が巻き込まれるトラブル

学生生活は自由に満ち溢れていますが、皆さんの周りには様々な危険が潜んでいます。自由な反面、自己責任が問われることはもちろん、常にリスク（危険）管理が求められ、それが出来ない場合は、取り返しのつかない事態に陥る場合もあります。未然に危険を回避するため、まずはどのような犯罪被害やトラブルがあるのかを知りましょう。

〈入学後に遭遇したトラブル例〉

	男 性		女 性
第1位	アルバイト先での金銭・労働環境	第1位	セクハラ・痴漢
第2位	盗 難	第2位	アルバイト先での金銭・労働環境
	自転車以外の交通事故	第3位	自転車による交通事故
第4位	SNSのやりとりでのトラブル	第4位	振り込め詐欺
第5位	訪問販売契約	第5位	盗 難

※その他、キャッチセールス、架空請求、ネットショッピング、マルチ商法、宗教団体を装った反社会的な団体からの勧誘等が挙げられます。 出典「学生生活実態調査報告書『CAMPUS LIFE DATA 2016』」（全国大学生生活協同組合連合会）より抜粋

トラブルを回避するための「姿勢」と「行動」

“ 大学生は狙われています ”

「楽をして儲けることができる」、「限られた人にしか声をかけていない」など言葉巧みに学生に近づき、実社会での経験の無さや、契約や消費行為に対する知識が乏しいところにつけこみ、欺いて、お金や労力、時間等を搾取する悪い人間が残念ながら世の中には存在します。このような危険は学生生活のごく日常に潜んでおり、決して他人事ではありません。大学生は狙われやすいです。ゆえに頻繁に新聞報道等で話題になっています。

逆に大学生が悪徳商法や詐欺行為等に加担して、人を騙したり、不法に人の財産を搾取するなど加害者になる可能性もあります。大学生のうちから、被害者にも加害者にもならないために、危険を回避するための知識や姿勢を身につけてください。

なぜ、大学生は騙されやすいのか？

- ・社会生活における経験不足、消費生活上の知識の乏しさ。
- ・成人になれば保護者の同意がなくても契約が可能となる。
- ・トラブルに遭遇したときにどこへ相談していいのかわからない。
- ・「まさか自分がトラブルに遭う」とは思っていない。
- ・他人に迷惑を掛けたくないと思い、一人で抱え込んでしまう。 などなど



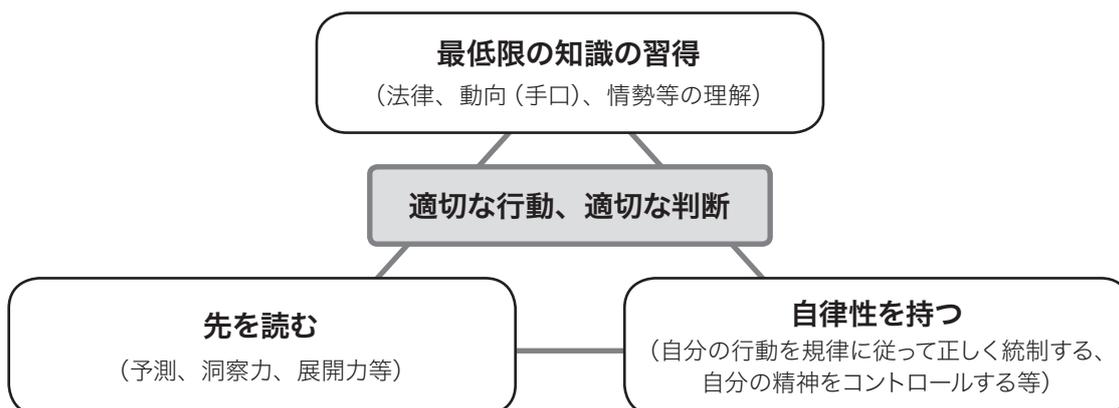
だまされやすい、トラブルに巻きこまれやすい、勧誘されやすい

では、どう対処すべきか？

<トラブル回避の5ヶ条>

- ① 自分も巻き込まれる可能性があるとの当事者意識を持つ
- ② 個人情報容易に漏らさない → あらゆるトラブルの源！
- ③ トラブル回避のための最低限の知識を身につける
- ④ 先を読む（この契約をしたら、この勧誘に応じたら、今後どうなるのかを想像する）
- ⑤ トラブルに遭遇しないよう、断る・相談するなど適切な行動をとる（勇気を持つ）

トラブルを回避するための姿勢と行動



■ 実際、どんなトラブルが多いのか

<18～19歳における主な消費者トラブル>

順位	男性	女性
1	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト
2	テレビ放送サービス	テレビ放送サービス
3	出会い系サイト	デジタルコンテンツ
4	デジタルコンテンツ	出会い系サイト
5	賃貸アパート	賃貸アパート

<20～22歳における主な消費者トラブル>

順位	男性	女性
1	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト
2	賃貸アパート	賃貸アパート
3	出会い系サイト	脱毛エステ
4	フリーローン・サラ金	出会い系サイト
5	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ

男性は「フリーローン・サラ金」が上位に入っている他、「他の内職・副業」、「教養娯楽教材」（主に投資用教材）といったお金儲けに関するトラブルに対する相談件数も多い。女性は「脱毛エステ」、「痩身エステ」など「美」に関するものが上位にあがっている。

出典：独立行政法人国民生活センター相談情報部「若者の消費者トラブルの現状」平成 29 年 9 月 14 日

【事例 1】

脚を細くしたいと思い、人気 Youtuber が行ったというエステ店で 500 円の体験を受けたところ、30 万円の全身痩身コースを勧められた。一度は断ったが分割の支払いを勧められ、断りきることができずに契約してしまった。

【事例 2】

SNS で知り合った人から儲かる話があると言われ話を聞いたところ、投資用ソフトの代金が 60 万円と言われ「お金がない」と断ったところ、「消費者金融で借りれば良い」と言われ、指示通り借りて支払ってしまった。説明と異なり儲からないのでやめたい。

【事例 3】

「無料なら」と軽い気持ちでオンラインゲーム（アプリ）を始めたが、面白くて夢中になっていた。ゲーム自体は無料だが、有料アイテムを手に入れるため、つい課金を繰り返してしまった。後日、1 つ 5,000 円で多数購入したアイテム代金が請求され驚いた。

【事例 4】

無料動画サイトを見ていたところ、いつの間にかアダルトサイトに接続された。アダルトサイトの確認画面で年齢などに答えたところ登録され、パソコンに 12 万円を支払うようにとの請求画面が表示された。請求画面を消そうとしても消えない。

[補足]

- ・賃貸アパート …………… 入居したらアパートの水周りの不具合がおきた。退去時に多額の補修請求をされたなど。
- ・出会い系サイト …………… サクラサイト詐欺 (P.9 参照) など。
- ・デジタルコンテンツ …………… スマートフォンのアプリ、オンラインサービス上の課金などのトラブル。上記事例 3 参照。
- ・アダルト情報サイト …………… 上記事例 4 参照。

契約行為とは何かを知ろう

成人を迎えた皆様は、自らの責任で、さまざまな場面で契約をしていくことになります。成人であれば、契約にあたって親の同意は必要なく、自分の意思で自由に契約することができます。2022年4月より18歳以上が成人となります。

しかし、自由に契約ができる反面、契約でトラブルになった場合の責任は皆様自身が負うことになります。成人になったばかりの学生を狙い打ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数存在しますので、注意が必要です。

一般的な契約（売買契約など）

契約行為とは、商品を買ったり、サービスを利用することを指しており、消費者（客）と事業者（店など）の間で商品・サービスの中身や価格、引き渡し時期などを双方が合意すれば、契約は成立します。

その他、アパートを借りる場合の賃貸借契約、お金を借りる金銭消費貸借契約（ローン契約）などがあります。



契約する際に注意すること

1. 契約トラブルを防ぐためにも、契約することに責任を持ち、軽い気持ちで契約しない。
2. ネット情報を鵜呑みにしない。
3. 商品・サービスの中身をよく見極める。利用規約等がある場合は目を通す。
4. 「今すぐ決めて」などと契約をせかされてもその場で契約しない。契約する前によく考える。
5. 簡単に大金を稼げるということはありません。儲け話は信じない。
6. 借金やクレジット契約を勧められても、お金がなければ契約しない。

未成年者の契約について

- ・未成年者でも契約することはできますが、法定代理人（保護者など）の同意が必要となります。
- ・未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った契約は、取り消すことが可能ですが、以下の場合は取り消すことができません。

- ① 法定代理人の同意を得た契約である場合
- ② 総額がおこづかい程度の金額である場合
- ③ 契約時に成人と偽った場合
- ④ 保護者の署名欄に未成年が無断でサインした場合
- ⑤ 結婚している場合

《注意》 2022年4月より18歳以上が成人となります

契約が解除できる場合

お互いに合意した契約は、自分及び相手の都合で勝手にやめることはできませんが、下記の場合は、契約をやめることができます。

- ① 契約を守らない場合（契約違反があった場合）
- ② うそをつくなどして、騙されて契約してしまった場合
- ③ 脅かされて、怖くなって契約してしまった場合
- ④ 双方で契約解消の合意があった場合（合意解除などという）

さらに、消費者と事業者間の契約の場合は、「消費者契約法」によって消費者の利益擁護等が図られており、上記以外でも勧誘状況などによっては、消費者を救済できることもあります。

契約上のトラブルに遭った場合

- ・一人で抱え込まず、学生オフィスや消費生活センター（連絡先は P.47 参照）に通報・相談する。
- ・クーリング・オフ制度を活用する（下記参照）。但し、クーリング・オフが適用できない場合（店舗販売、通信販売*）もあるので注意してください。

*通信販売：テレビショッピング、ネットショッピングなど、自分から郵便や電話、インターネット等で申し込む取引きを指す。

クーリング・オフとは

契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。「クーリング・オフ」の詳細・方法については右記HPを参照してください。

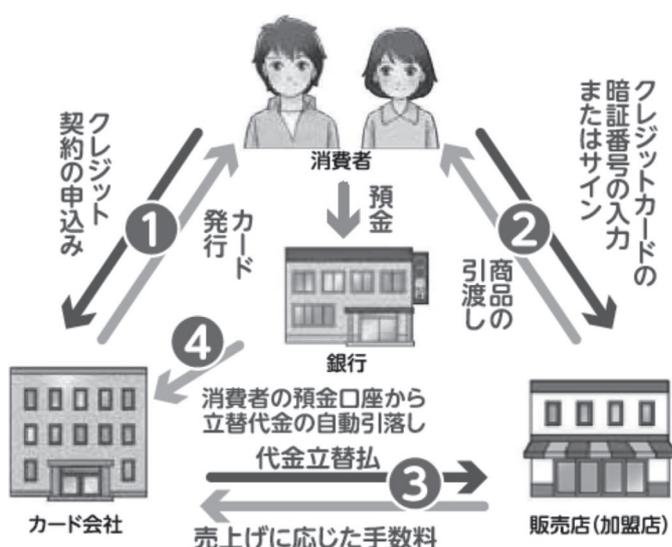
・国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>



・経済産業省「消費者相談室」
http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html



「クレジット」について



クレジットカード等を用いて、売買契約をするものです。店などが消費者（客）を信用して、商品を購入する際にお金を立て替えてくれたり、後払いにしてくれる仕組みです。「ローン」、「キャッシング※」など似た言葉もありますが、いずれも「借金」することを意味しており、返済計画を持たずに利用をした場合、返済不能となり、社会的信用を失う可能性があります。信用を失うとクレジットカードの利用ができなくなるほか、住宅ローンなど銀行での借入れができなくなることもあります。

※クレジットカードを利用してお金を借りること。



出典：消費者庁「お金について理解しよう」

クレジットカードの支払い方法と注意すべき点

支払い方法		手数料
一括払い	商品の代金を翌月に一括して支払う方法。	無し
分割払い	商品の代金を数回に分割して支払う方法。 カードを使用したときに支払い回数を決める。分割回数が増えるほど手数料が高くなるので注意が必要。	有り
リボルビング払い (リボ払い)	月々の支払金額を毎月一定額または残高に対して一定率に決めておいて支払う方法。支払回数は決まっていない。 分割払い同様、手数料が必要であり、借金が積み上がりやすい仕組みになっているので注意が必要（下記「リボ払いについて」参照）	有り

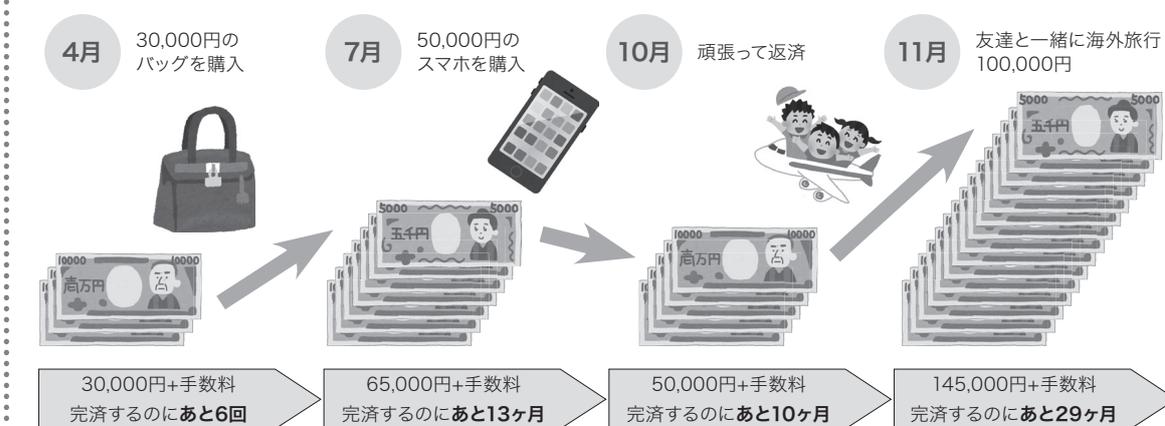
リボ払いについて

- 月々の支払を一定額または残高に対する一定の割合に抑えられるが、支払期間が長くなりがちなので、手数料がかさみ、その結果支払総額も増える。
- リボ払いは定期的な支払が続く、残高が分かりにくくなる。



完済までの期間が分かりにくいし、支払い期間が長いと、手数料も増えるので、ほんと大変…

Aさんはリボルビング払いで、毎月5,000円（定額）に手数料を加え返済することにしました。



クレジットカードを利用する際の注意事項

- (1) カードを何枚もつくと管理が困難になったり、維持費（年会費）がかかる場合があるので注意。
- (2) 暗証番号は不正使用されないよう、厳重管理するとともに他人に分からない番号（誕生日や電話番号などは不可）にすること。
- (3) 支払い方法を考慮して使用すること。
- (4) 利用明細を確認して計画的な利用を心掛ける必要がある。また、不正利用されていないかチェックすること。
- (5) カードは契約者のみ使用ができるので、他人には絶対貸さないこと。
- (6) 支払い期限は厳守すること。支払い期限を過ぎるとカードの利用が停止され、延滞料が請求されることに加えて、信用情報に記録されるので注意。
- (7) もし、紛失した場合は警察とカード会社に連絡すること。

返済が滞らないよう、クレジットカードを利用する場合は計画的に

キャッシュレス決済について

近年、商品を購入する際、クレジットカード等を用いて、キャッシュレス決済をする場面が増えつつあります。財布から小銭を取り出す手間を省けるなど便利になる一方で、使用するうえで注意すべき点もあります。

■ キャッシュレス決済の支払い方式

	前払い	即時払い	後払い(借金)
支払い方法	電子マネー	デビットカード	クレジットカード
形態	プリペイドカード(例: 図書カード、クオカード)、ICカード(例: ICOCA、Edy) など	銀行のキャッシュカード 一体型など	磁気カード、ICカード (例: iD、QUICPay) など
特徴など	お金を先に支払って購入するカードやお金をチャージしてくり返し使用するカード。	リアルタイムで取引ができるカード。 銀行口座があれば審査の必要がなく誰でも所持できる。	商品の購入代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後でクレジット会社に返済するカード。

■ カード自体が不要なスマートフォン決済(バーコード、QRコード決済)

最近、TV コマーシャル等で宣伝されている「PayPay」、「LINE pay」などのスマホ決済の利用者が増えています。これはバーコードやQRコードを表示させたスマホを店側に読み取ってもらう方法と、店側のバーコードやQRコードを自分のスマホで読み取って決済する仕組みで、店側にとっても利用者にとってもスムーズな会計ができる支払い方法です。

また、スマホ決済はほとんどの場合、アプリに利用履歴が残るので、どんなことで支払ったのかを確認しやすい側面もあります。

■ スマホ決済時の支払いについて

アプリやサービスごとに支払い方法はさまざまだが、「前払い」、「後払い」、「即時払い(引き落とし)」があります。

■ スマホ決済で気をつける点

- (1) スマホの盗難、紛失をしないよう気をつける。万が一紛失した場合は遠隔から操作をしてロックできるようにする。また、スマホ自体を生体認証、指紋認証などでロックして、自分しか操作できないようにする。
- (2) クレジットカード同様に使用者が気づかないところで不正に利用される可能性がある。
 - ・上限金額を設定して被害を最小限に抑える。
 - ・日頃から支払い明細を確認する習慣を持ち、不正な身に覚えのない支払いが無いかどうかを確認する。

出典:

- ・独立行政法人国民生活センター相談情報部「若者の消費者トラブルの現状」平成 29 年 9 月 14 日
- ・独立行政法人国民生活センター「二十歳の君へ-消費者トラブルに巻き込まれない成人(おとな)になるう!!-」
- ・金融庁「もし、あなたが消費者トラブルにあったら・・・」
- ・消費者庁「お金について理解しよう」

危険な勧誘

学生を狙った「危険な勧誘」が増えています。また、氏名・住所・連絡先などの個人情報を安易に教えたことにより、身に覚えのない請求がきたり、契約トラブルや詐欺事件に発展するケースがあります。「自分には関係ない」と思わず、身近に潜んでいる危険があることをしっかり認識してください。万が一、トラブルに巻き込まれたら一人で悩まず、大学、警察に相談してください。

危険な勧誘

名称	概要
カルト集団 ※詳細はP.15参照	キャンパス内外で、自分たちの正体を隠して、サークルやボランティア活動、講演会を装い、個人情報を巧みに聞き出して、勧誘してくる。ある程度、人間関係が築けたら、正体を明かすことが多い。一度、入会すると抜け出すことが困難なことも特徴。
アダルトビデオ (AV) 出演強要	アイドルやモデルの勧誘を装い、契約後にAVへの出演を強要。断ると「違約金を払え」、「親にばらす」等と脅され、本人の意に反して、AVに出演させられた。
学生風俗スカウト	繁華街や駅前などで女性に声を掛けて、高額な酒を飲ませる。女性が支払えないと借金をさせ、返済のために風俗店を斡旋して働かせる。

悪質商法

名称	概要
マルチ商法 (販売組織) ネットワークビジネス	「楽に儲かる、必ず儲かる」と誘われ、このビジネスに入会すると高額な物品購入を迫られる。新たに会員を増やし、物品を売れば高額な報酬が得られると言われ、物品の仕入れ、販売や会員獲得に奔走させられた。 <被害の多い商品> 健康食品、健康化粧品、健康器具、浄水器、パソコン機器、CD・DVD (情報商材など)
ねずみ講 (金銭配当組織)	マルチ商法に似ているが、物品の販売は伴わず、金銭のみ流動する。後順位の加入者が支出した金銭等を先順位の加入者が受け取るという配当組織である。加入者が無限に増加する構図となっており、無限連鎖講とも言われている。
キャッチセールス	街中で「アンケートに答えてもらえませんか」等と声を掛けられ、答えたところ、営業所に連れていかれ、高額な化粧品、健康食品等の購入をさせられた。
アポイントメントセールス	メールや電話で「あなたは〇〇に当選しました」等と呼び出されて、高額な商品購入を迫られた。
送りつけ商法、資格商法	注文していないのに、書籍や資格取得の教材を下宿に一方的に送られ、代金を請求された。
デート商法	知らない女性から「卒業アルバムを見て素敵だと思った」、「ぜひ喫茶店で合って話をしたい」と誘われ、高額な商品をすすめられた。
靈感商法	勧誘者から「祈とうをしなければ不幸から逃れられない」、「魔よけの壺や水晶を買わないと災いが降りかかる」などと恐怖心を植え付けられ、高額な物品を買わそうとする。
強引な訪問販売・身分詐称詐欺 (新聞、浄水器、Wi-Fi機器やガス・電気・Wi-Fi契約など)	下宿に「大家、管理会社からの紹介できました」、「消防署から来ました」等と偽り、高額な浄水器や火災報知機を買わされた。強引な新聞契約、電気・ガス契約等を迫られる場合もある。

☎ 連絡先は P.47 ㉔～㉖ 参照

大学を名乗る電話 (個人情報聞き出し) に注意

実家に「学生オフィスの〇〇ですが、至急お子さんに連絡をとりたくので携帯番号を教えてください」と個人情報聞き出しそうとする不審な電話がかかるケースがあります。このような電話があった場合は「こちらから連絡させますので、そちらの連絡先を教えてください」と回答し、すぐに個人情報を教えないよう、ご家族に伝えてください。

■ SNS、インターネットを使った手口

名称	概要
なりすまし、乗っ取り	実在するアカウントを乗っ取り、その人物になりすまして、アマゾンギフトカードなどのWebマネーをコンビニで買わせ、その購入したカードのコードを写真で送らせて、Webマネーの金額を騙し取る。
架空請求 ワンクリック詐欺	ネット上でアダルトサイト、出会い系サイトを閲覧していたら有料（悪質）サイトに誘導され、利用画面が消えず、メールで利用料の請求が来たので、支払ってしまったケースや裁判所を通じて（あるいは装って）通知を行う悪質な事例もある。
サクラサイト詐欺	芸能人、芸能プロダクション社長等になりすましたサクラ（おとり役）が、消費者の様々な欲求を利用して、特定の有料サイトに誘い、多額の利用料を搾取する。「芸能人〇〇の相談に乗ってくれたら報酬を支払う」といった文句で近づいてくるケースもある。
出会い系サイト	異性との交際を希望する者の求めに応じたサイトで、その情報を掲示板に掲載するサービス。恐喝や詐欺などの犯罪被害が多く報道されている。

■ 詐欺、就活商法

名称	概要	
詐欺	出資金詐欺	「ある企業、個人にお金を出資すれば儲かる」と声を掛けられ、出資に協力した。最初は配当金が出たが、そのうち配当金は無くなり、出資金の返還もされず、多額の借金を負うこととなった。パチンコ攻略詐欺、起業のための出資金詐欺などが該当。
	振り込み詐欺	「お母さんが交通事故に遭ったので、すぐに治療費を振り込んで欲しい」等、警察、大学、家族などの名を偽って称した者から連絡があり、指定された口座に振り込んでしまった。
	キャッシュカードすり替え詐欺	警察官や銀行員を名乗る男が自宅に訪れ、「あなたの口座から不正にお金が出されている。カードと暗証番号を書いた紙を封筒に入れて」と言われ、目を離した際にカードの入った封筒が別の封筒にすり替えられ、持ち去された。
就活上の トラブル	就活商法	就職説明会にて「就活に役立つ」と、英会話教材や就活対策セミナーを勧められ、契約させられた。内定が欲しいのなら、指定の就活塾に入るよう、強引に迫られた。

オレオレ詐欺などの特殊詐欺に加担する「受け子」、「出し子」などの闇バイト・裏バイトは大変危険。犯罪行為です。一生を棒に振ります！

SNS上の広告や知人を通じて、「高収入」をちらつかせて勧誘をする闇バイト、裏バイトに注意してください。

【受け子・出し子の事例】

- ・サークルの先輩より、「高収入のバイトがある」と勧誘があり、怪しいと思いつつも、1回だけならと思い引き受けた。バイトの内容は銀行員になりすまし、高齢者の家に行き、キャッシュカードを受け取り、その後、ATMで大金を引き出し、初対面の者に現金・カードを渡すといったもので、報酬として10万円をもらった。その後、詐欺容疑で逮捕され、大学も退学を余儀なくされた。ニュース上で氏名や通っている大学名も報道された。
- ・SNS上で「高収入のアルバイト募集」の広告が目につき、応募をした。報酬は1日に2万円、バイトの内容は指定された場所で、知らない人から荷物を受け取り、それをまた知らない人に渡すといった単純なものだった。その荷物の中には違法薬物が入っていたことより、逮捕され、大学も退学した。

詐欺グループはSNS上で「#闇バイト」、「#裏バイト」などハッシュタグをつけて、受け子、出し子を募っています。

ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

Facebook や Twitter、LINE、Instagram などの SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) はスマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の拡がりにより、とても身近な存在となっています。

SNS は必要な時に多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に手早く情報を発信できるなどコミュニケーションツールとして、大変便利なものです。また、同じような趣味や共通項を持った人たちと交流の輪を広げることで、自らの興味、関心を更に広げ深めていくことができます。

近年では就職活動においても欠かせないツールとなっており、希望する企業や業界についての情報収集・交換だけでなく、採用説明会のエントリーや面接連絡に活用されるなど「学生」と「企業」の橋渡し役を担っているケースも増えています。このように SNS は適切な利用を心掛ければ非常に有意義且つ楽しいツールとなります。

以上の背景から、大学では本学で学ぶ学生のみなさん向けに SNS 利用に関わってのルールを作成しました。このルールには、みなさんが利用に関わって誤解しやすい内容についてのケーススタディも紹介しています (以下の URL に掲載しているリーフレットをご覧ください)。

<http://www.ritsumei.ac.jp/rs/sns/>



以下の【SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと】に記載されている5つのことを守らないと、自分だけでなく他人にも被害がおよぶことになります。また、SNS 上 (特に Twitter など) での発言は、ツールの設定次第で、仲間内だけの会話かと思っても、全世界の人に対して発信してしまう可能性もあります。また、きちんと閲覧の制限設定をしていますが、その中で閲覧を許可されている人が、多くの人が見られる SNS 等に情報を掲載・転載してしまう可能性もあります。

このように SNS の利用にあたっては、あらかじめ、その特性を理解しておく必要があります。以下のルールをよく読み、理解した上で、SNS を有効に利用しましょう。

SNS利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

- ① SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- ② SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- ③ SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- ④ SNSでは、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われる。
- ⑤ SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

SNS への投稿・発言は、慎重な姿勢が問われます。
仮想世界に留まらず、あなた自身や周りの人達の現実社会に影響を与えます。

インターネット上のトラブル

近年のインターネット環境の充実にともない、ネット上のトラブルも増加しています。不適切な利用をした場合、自分だけでなく、時には他人にも被害がおよぶこともあります。ネット利用は自己責任が前提です。大学生という社会的責任のある主体であることを自覚して、正しい利用を心掛けてください。

■ レポート剽窃 ～インターネット上の情報を利用して～

インターネット上では様々な情報が簡単に閲覧・入手できます。この有用性を悪用して、他人の文献等の全文・部分を不適切に利用し、レポートや卒業論文などを作成することは盗用、剽窃行為と見なされます。

これは学ぶ権利の放棄であり、大学における教育活動の破壊につながる重大な違反行為です。これらを行った学生に対しては停学等の厳しい懲戒を科しています。引用する際は出典を明示するなどレポート作成上のルールを遵守し、著作権の侵害にならないよう気をつけてください。

■ Twitter等の炎上による代償

悪ふざけしている様子の記事や画像、動画をTwitter等のSNSに投稿したものが、社会的に批難を浴びるなどして、炎上するケースが報道でも見受けられます。

このような行為は拡散が拡散を生み、またたく間に大炎上するだけでなく、重大な事件や事故につながる場合があります。また、場合によっては民事、刑事問わず、法律上の処罰を受けることがありますので、くれぐれも不適切な投稿はしないでください。

【事例】

コンビニエンスストアにアルバイトで勤務していた4回生のA君は、その店のアイスケースに悪ふざけで入ったところを、同じアルバイトのB君にその様子を写メで撮られました。その後、B君は面白半分でSNSに投稿したところ、ネット上で拡散し、大炎上しました。それだけではなく、A君は内定していた企業から内定取り消しをされたほか、大学から懲戒を受けました。また、勤務していた店が（今回の騒ぎにより、風評被害等があり）閉店に追い込まれたことより、A君、B君は店のオーナーから多額の損害賠償請求を受けました。（刑事上では器物損壊罪や威力業務妨害罪に問われる可能性もあります）

■ リベンジポルノの被害

別れた恋人への報復を目的として、交際中に撮影した裸の画像や動画をネット上に投稿する行為が10代、20代が当事者の事件として少なからず発生しています。

投稿した者はリベンジポルノ防止法違反により、厳しく処罰されますが、ネット上で拡散した画像や動画はすぐには消すことができないため、投稿された方は将来に渡り、精神的な深手を負うことになります。

自分も当事者になる可能性があることを認識し、交際中より、容易に裸の写真や動画を撮らせないようにすることが肝要です。



RAINBOW ITサポート「防犯!交通安全!情報セキュリティ!」も併せて、ご参照ください。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/rainbow/>



「飲酒」の席で加害者にならない、被害者をださない!

未成年の飲酒・イッキ飲み・飲酒の強要・飲酒運転は“犯罪行為”

未成年の飲酒や、飲酒運転は法律違反です。更にイッキ飲みの強要なども含め人の命を奪う可能性もあります。近年では、飲酒にまつわる人権侵害行為として下記5つがアルコール・ハラスメント（通称：アルハラ）に該当すると定義されています。多くが上下関係や集団意識を背景にしています。安易な行動は人の命を奪う可能性さえもあります。楽しい飲み会にするためにも、他人を不愉快にさせるようなことは絶対にはいけません。

■ アルハラ NG!

- 1 **飲酒の強要** … 上下関係(上級生と下級生との関係)に基づき、またクラブ・サークルの伝統と称して、あるいは集団によるはやし立てなどで心理的な圧力をかけ、飲まざるを得ない状況に追い込むこと。
- 2 **イッキ飲み** … 「場を盛り上げる」と称して、早飲み競争や罰ゲームとしてイッキ飲みさせること。
- 3 **酔いつぶし** … 酔いつぶすことを意図して、吐くための袋やバケツなどを用意して飲み会を行うこと。これは刑法上、傷害行為に該当することがあります。
- 4 **飲めない人への配慮を欠くこと** … 本人の体質や意向を無視して飲酒を勧めたり、飲み会に酒類以外の飲み物を用意しないこと、あるいは飲めないことを侮辱する行為など。
- 5 **酔ってからむこと** … 酔ったうえでの暴言や暴力、ひんしゆく行為、セクハラ等。

■ 大丈夫だろうと思わないで!

酔いつぶれる人が出ない「飲み会」が原則。無謀な飲み方、飲ませ方は厳禁。万が一、酔いつぶれた人が出てしまったら、必ず回復するまで介護し、以下に該当する場合にはすぐに救急車を呼ぶこと。

すぐに救急車を呼ぶべき状態

- ・大イビキをかいている。
- ・ゆずって呼びかけても反応なし。
- ・体が冷たい(体温低下)
- ・倒れて口からアワを吹いている。
- ・呼吸が異常に早くて浅い。もしくは異常にゆっくりで時々しか息をしない。
- ・大量の血を吐いた。

酔いつぶれた人の介護

- ・絶対に一人にしない。
- ・衣服をゆるめて楽な体勢にする。
- ・毛布などをかけて、暖かくする。(体温低下防止)
- ・抱き起こさずに体を横向きにする。(嘔吐物で窒息しないように)

危ないと感じたら迷わず119番通報!! 救急車を呼ぶ!

〈参考〉イッキ飲み防止連絡協議会HP <http://www.ask.or.jp/ikkialhara.html>



飲酒運転なんて“ありえない”!

■ 飲酒したら乗用車・バイクだけでなく、自転車も乗車してはいけません。

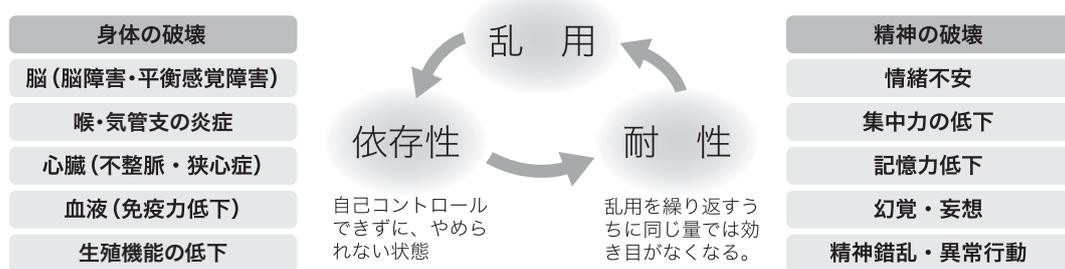
2006年8月に福岡県で幼児3人が死亡する重大事故が発生。以後立て続けに飲酒運転による死亡事故が発生し社会的にも問題となりました。飲酒時には、安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は事故に結びつく危険性が高いです。「酒に弱い」と言われる人だけでなく、「酒に強い」と言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼします。

飲酒運転では、「飲酒なし」の人と比較した場合の死亡事故率は8.7倍です。

薬物乱用「ダメ! ゼツタイ!!」

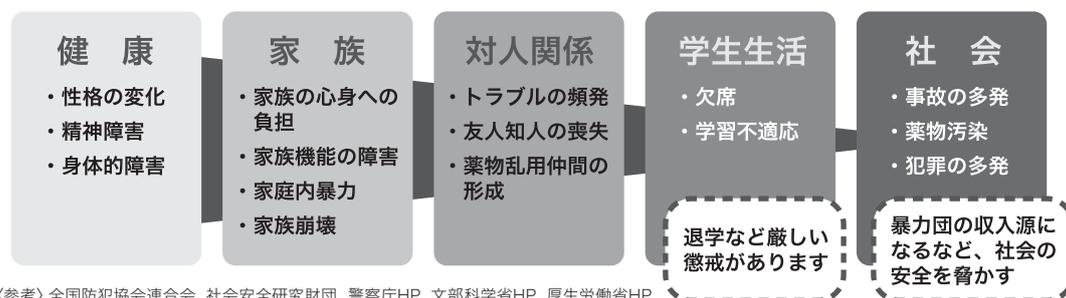
違法薬物を勧める「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽に痩せられる」などの誘い文句はすべて誤りです。いかなる違法薬物も各種犯罪を誘発し、生涯にわたる身体や精神への危害ははかり知れません。また違法薬物を手にした時点で、厳しい社会的制裁を受け、人生を棒に振ることになりかねません。絶対に手を出してはいけません。

薬物は人生をこわす ~大麻など薬物は、身体と精神を破壊する恐ろしい薬物です~



一回だけと思って始めた人も「依存性」と「耐性」により、使用する薬物の量と回数が増え、自分の意志だけではやめることができなくなります。

薬物は社会をこわす ~薬物乱用はあなただけの問題ではありません。家族も社会も不幸にします~



(参考) 全国防犯協会連合会、社会安全研究財団、警察庁HP、文部科学省HP、厚生労働省HP

「軽い気持ち」の向こうに厳しい処罰 ~厳しい刑罰と社会的批判で人生台無しに!~

犯罪として処罰される

薬物	取り締まる法律	罰則
大麻 通称:マリファナ/ガンジャ ハッピー/ハシシュ/チョコ 等	大麻取締法	所持、譲り渡し、譲り受け、使用(営利目的なし) → 5年以下の有期徒刑 栽培、輸入、輸出(営利目的なし) → 7年以下の有期徒刑
覚せい剤 通称:スピード/シャブ/S(エス) アイス/クリスタル 等	覚せい剤取締法	所持、譲り渡し、譲り受け、使用(営利目的なし) → 10年以下の有期徒刑 製造、輸入、輸出(営利目的なし) → 1年以上の有期徒刑
麻薬に指定されている薬物 MDMA/コカイン/LSD マジックマッシュルーム/ヘロイン	麻薬及び向精神薬取締法	所持、使用(施用)、譲り渡し、譲り受け(営利目的なし) → 最長10年以下の有期徒刑 ※ヘロイン乱用はさらに重い罰が科されます。
危険ドラッグ 液体(ラッシュ)、粉末、葉片	医薬品医療機器等法	所持、購入・譲り渡し、譲り受け、使用 → 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

大学からの懲戒

大学として厳しい懲戒を科します。

- 覚せい剤所持・使用 : 退学
- 大麻所持・譲受・使用 : 退学・無期停学、等

**大麻の使用が合法的な国なら使用してもOK?
そんなことはありません!**

「大麻取締法」は合法国での行為にも適用されます。絶対に手を出さないように!

留学・海外旅行・海外からの個人輸入も注意

海外で大麻や覚せい剤等の違法薬物に関する犯罪は、死刑を含む厳罰に処される場合があります。もちろん外国人も例外ではありません。得体の知れない薬等には手を出さないようにしましょう。

さらに、留学先や留学生の母国など海外において法的に許されている薬物でも、日本では持ち込み・所持・使用等が法律で禁止されているものもあります。むやみに海外で購入もしくは譲り受けた薬物を日本に持ち込むことはやめましょう。また薬物を海外から個人輸入することができるインターネットサービスもありますが、むやみに利用することもやめましょう。

■ 違法薬物を個人輸入したとして税関や警察に日本国内で逮捕される。

(例) ダイエットに効果ありと称する薬物をインターネットの海外サイトで購入し配送（個人輸入）。

■ 薬物の運び屋・受け取り役：違法薬物の密輸者として空港や港で逮捕される。

(例) 海外で知り合った人から、日本の友人宛の中身の分からない荷物を預かり帰国。

(例) アルバイトとして海外で荷物を受け取り、日本に運搬。

実はその中身は違法薬物で入国時に違法薬物の密輸者として逮捕される。

■ 海外の法律による厳罰

海外で日本人が麻薬・覚せい剤など違法薬物の密輸に関わり拘束され、死刑を含む重い刑罰を受ける。

考えてみよう 薬物乱用に陥らないために

●まわりに流されない「強い意志」をもって、薬物をきっぱり断る！ → ○

薬物乱用のきっかけの多くは、知人からの誘いです。好奇心や友人関係を壊したくないという気持ちもあるかもしれませんが、友人関係を大切にすれば薬物を断る勇気と、相手にもやめるよう説得する強い意志を持ちましょう。

・断る言葉を繰り返し言う「壊れたレコード作戦」：「いらない！絶対いらない」「しないと決めています。」を繰り返す

●大麻や危険ドラッグに「疲労回復」や「ダイエットの効果」はない。 → ○

薬物乱用のきっかけは、「疲労回復」や「徹夜しても平気」とか「ダイエットに効果がある」というたい文句です。薬物を使用すると、一時的に気分が高揚したり、ぼんやりしたり、不安な気持ちがなくなったり、何時までも寝ないで起きていられたり、食欲がなくなったりします。これは、薬物によって身体をだまして、無理やり元気だと錯覚させているだけです。また不健康に食欲をなくして、やつれているだけです。

●一回試すだけなら捕まらないし、身体に害もない。 → ✕

法律で取り締まられないように化学構造を変えた薬物は「危険ドラッグ」と呼ばれています。しかし、近年の法律改正で取り締まりが厳しくなっています。また、危険ドラッグとして販売されている物の中には禁止薬物が含まれることがあります。どのような成分が含まれているか分からず、毒性が強い場合もあります。

●適切な量を使用していれば薬物はいつでもやめられる。 → ✕

病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することは、たとえ一度使用しただけでも薬物乱用にあたります。乱用される薬物には「依存性」があり、一回使用すると依存性により自分の意思ではやめられなくなります。「自分だけは大丈夫」「自分の意志でやめられる」は甘い考えです。

●どんなクスリに手を出そうと個人の自由だからかまわない。 → ✕

個人の自由と言いつつもクスリに手を出すと幻覚を見るなど自分の健康を失い、周りの人を傷つけたりします。また、クスリをやめるときは個人の力では難しく、周りの方の助けや施設を借りることになり結局、迷惑をかけてしまいます。

カルト集団等による危険な勧誘

キャンパス内外で、自分達の正体を隠して、サークルやボランティア活動、講演会などを装い、住所、連絡先などの個人情報や巧みに聞き出して、勧誘をしているカルト集団等が活動をしていることがあります。曖昧な対応を取ると活動に参加をさせられ、いつの間にか抜け出せない状況になる可能性があります。

考えてみよう 以下のようなケースの場合、どのような対応を取るべきかを考えてみてください。

キャンパス内を一人で歩いていると、「ボランティア活動に関心がありませんか」と声を掛けられ、少し興味があつたので、話を聞くことにしました。ボランティアの話から最近の出来事や流行まで会話して、楽しい時間を過ごしましたが、最後に「ところで宗教に興味はある？」と質問をされ、「うーん、どうかな・・・」とその場は曖昧な返答をしました。

相手から「明日は一緒にランチをしない？ボランティアの先輩も一緒に連れて来るけど」と言われ、少し戸惑いはありましたが、感じのいい人だったので、「OK」と答え、帰り際にメールアドレス、電話番号も交換しました。

次の日、待合せ場所に行くと、先輩らしき人も数名いて、最初はボランティアの話をしていましたが、そのうちに話題が宗教の話に移りました。次第にこの人達はあるカルト集団の入信者であることが分かりました。反社会的な取組みなどにより、マスコミで騒がれている集団です。当然、自分としては、活動へ参加したいとは思いませんが、人自体は好感が持てます。また、ある程度、仲良くなったことより、断りにくい状況でもあります。どう対処すれば良いのでしょうか・・・

あなたはどう思いますか？

- ・「少し話を聞くだけなら問題ないのでは」
- ・「電話番号、メールアドレスを知られても後で変えればいいや」
- ・「宗教の話は興味ないけど、その他の会話は楽しかったので、個人的に交際は続けても・・・」
- ・「後で危ないと気付いたら、そのときに退会すれば大丈夫」
- ・「ある程度、仲良くなったなら、なかなか断りづらいな」

曖昧な態度を取ってはいけません。嫌なことはきっぱり断る姿勢が求められます。

Step1: 何が問題なのか考えてみよう

①警戒心なく知らない人と話し込んだこと

☞これらの集団は自分達の正体を隠して、あなたに近づいてきます。「○○サークル、○○勉強会に興味がありませんか」などとキャンパス内で声を掛け、最初は趣味、大学生活などの会話をして、相手の興味を引き、次に会う約束を取り付けようとしています。次は団体の幹部をサークルの先輩や知人と称して、面会させて、人間関係を徐々に構築していきます。人間関係をつくり、容易に退会できなくすることが狙いです。

②個人情報を容易に開示したこと

☞これらの集団からの勧誘に関わらず、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を知らない人に開示することは非常に危険です。個人情報を教えることにより、住所情報などが割り出され、執拗な勧誘や場合によってはストーカー被害に発展する可能性があります。

③戸惑いがあったにも関わらず、次の日の誘いに乗ったこと

☞これらの集団は①にあるように巧妙に誘ってきます。最初は楽しくても、そのうち、集団やその教義の話の比重を増やして、活動への参加を求めてきます。その結果、授業に出られなくなる、「活動・布教のため」と

称して物品を販売させる、勧誘活動をさせる、「やめると教義に反して罰が下る」などと脅して、退会を認めないなど、時間的、経済的、肉体的、精神的に大きな負担を強いられます。戸惑いを感じたら、早い段階で勇気を出して、きっぱり断ることが肝要です。

Step2: どのような対応を取るべきかを考えてみよう

- 知らない人・集団に個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス、住所など）を開示しない。
- アンケートや巧みな個人情報の聞き出しに容易に答えない。
- 誘われても嫌なことははっきり「ノー」と言う（曖昧な態度を取らない）。
- 「所属団体名称や代表者、活動内容がはっきりしない」、「途中から話題が宗教的な内容に変わった」など、少しでも不審だと思った場合は即答せず、両親や学部事務室、学びステーション、学生オフィスへ相談する。
- 集団の名称が分かったら、学生オフィスに相談をしたり、インターネットで検索するなど、その概要を確認する。

信教の自由は日本国憲法（第20条1項）で保障されており、何人も侵害できない尊い権利です。しかし、世の中には生命・身体や財産権を侵害する反社会的な宗教団体も残念ながら存在します。

これらの団体の活動に巻き込まれると、正常な学生生活が送れなくなったり、家族や友人との関係が壊されたり、自分の人格をも破壊される可能性があります。

なお、最近では学外での声掛けやSNSで趣味の会や困りごと相談等で勧誘をしてくるケースも増えています。これらの集団には十分注意をしてください。

立命館大学は学生の皆さんが安心して、授業やクラブ・サークル活動等に専念できる環境づくりを進める一環で「カルト集団から学生を守るための取り組み基本方針」をつくりました。

カルト集団から学生を守るための取り組み「基本方針」

立命館大学は、学生の皆様が安心して教育・研究に取り組める学修環境や生活環境を守るため、以下の方針のもと、カルト集団の学内への介入を阻止するとともに、被害を未然に防ぐための取り組みを推進して参ります。

1. 本学は、学生個々人の「思想・信条」を尊重します。
但し、正体を隠して勧誘を行うというような、様々な人権侵害の可能性のあるカルト集団から学生を守るための取り組みを積極的に進めます。その予防や集団の特徴・手口に関する情報を適宜、学生に提供します。
2. 本学は、学生がカルト集団と関わっていることを確認した場合、安全配慮義務の観点より、基本的に当該学生の保証人とその情報を共有いたします。
3. 本学は、カルト集団から勧誘等の被害を受けた学生またはその保証人より、カルト集団からの脱会や正常な学生生活の回復に向けての相談があった場合、その解決に向けて大学として可能な支援をします。

2017年4月 立命館大学 学生部

立命館大学はキャンパス全面禁煙です (特定屋外喫煙場所は除く)

卒煙支援エリア(特定屋外喫煙場所)以外での喫煙は法令違反となりますので、法令遵守と受動喫煙防止を徹底しましょう。

受動喫煙による被害のないクリーンで健康的なキャンパスを目指しています

「副流煙」は、たばこの先から自然に立ち上る煙で、喫煙者が吸う「主流煙」に比べて、燃焼温度が低くフィルターを通過しないため有害物質が「主流煙」の何倍も含まれます。この「副流煙」を吸うのは、たばこを吸っている本人ばかりではなく、共に暮らす家族や周りの友人等も含まれます。これを「受動喫煙」といいます。「副流煙」は発ガン物質、ホルマリン、ニコチン、一酸化炭素、などを多く含み、吸い込むと必ず健康障害を起こします。また、微量の煙や臭いだけでも、体調を崩す人やアレルギーの発作を起こす人もいます。



■ 立命館大学学生の喫煙率はすでに全国平均以下

「私立大学学生生活白書」(社団法人日本私立大学連盟)によると2015年度の私立大学生の「喫煙率」は8.9%(男子14.1%、女子3.3%)ですが、立命館大学の喫煙者は2019年度3.9%となっています。しかし、大半が未成年である1・2回生の喫煙が散見されること、更に男女とも回生があがるにつれて喫煙率が上昇していることは大きな問題です。

「たばこ」は、百害あって一利なし

たばこの煙の中には4,000種類以上もの化学物質が含まれており、その内200種類は有害化学物質であるといわれています。その中にはニコチンという依存性を有する物質も存在するため、一度吸い始めるとやめるのが大変です。発ガン物質や発ガン促進物質だけでも100種類近く含まれています。たばこがもたらす健康障害は多岐にわたります。

■ 「たばこ」は、わが国の寿命短縮危険因子の筆頭

喫煙は、肺がんをはじめとする全身のがん、心筋梗塞、慢性気管支炎や肺気腫、脳梗塞などの病気の原因となり寿命を短縮します。特に、肺がんは全国のがんの部位別死亡率の第1位となっており、非喫煙者と比べると喫煙者が肺がんで死亡するリスクは6倍まで跳ね上がります。

■ もっと怖い! 未成年者の喫煙 ～未成年者の喫煙は法律で禁止されています～

未成年から喫煙しはじめると、さらに肺がんや食道がん、胃がんなどの各種のがんにかかりやすくなります。心筋梗塞や脳梗塞などに関しても同様です。喫煙開始年齢が早いほど肺気腫や、慢性気管支炎や動脈硬化といった病気にもかかりやすくなります。10代でたばこを吸い始めた人が肺がんで死亡する可能性は、成人後の喫煙者と比べて危険率は4倍にもなります。また、喫煙開始年齢が早いほどニコチン依存症にかかる率が高くなるといわれています。

どうしてもやめられないあなたへ『卒煙のすすめ』

～たばこを“やめたい”あなたのお手伝い～

立命館大学保健センターでは、保健師・看護師による禁煙相談、医師による禁煙外来(予約制)があり、無料で相談に応じています。適切なアドバイスで、禁煙をサポートします。少しでも禁煙に興味があれば、気軽にお越しください。



保健センター

<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/hoken/>

☎ 連絡先は P.46 ⑩ ⑫ ⑬ 参照

通学ルールを守り、安心・安全な学生生活を!

立命館大学の通学ルール

立命館大学は、安心・安全なキャンパスライフを送ってもらうため、通学にあたって以下のルールを設けています。自転車・バイクで交通事故を起こしたときは、「学生だから」といった甘えは許されません。社会の一員としての自覚を持ち、被害者にも、加害者にもならないようにしましょう。

■ 自転車通学は登録制

～防犯登録、賠償責任保険加入を義務づけています～

自転車に関連する交通事故は全事故の5割に及んでいるほか、重大な人身事故で加害者となり、賠償を求められるケースが急増しています。自転車は自動車・バイクと同様「車両」に分類されます。そのため、交通ルールも非常に厳しいものになっています。自転車に乗るときは、ルールを守るとともに安全運転を心がけましょう。

本学では、自転車登録制を導入し、**防犯登録**および**賠償責任保険に加入**していることを要件として通学を許可しています。学内に入構する自転車は、事前に登録申請し、登録シールを貼付する必要があります。

前照灯、防犯対策（鍵・二重施錠）を行ない、必ず新生入生オリエンテーションや「自転車安全講習会」を受講してください。

■ 自動車による通学は一切認めていません

通学手段は徒歩・自転車、または公共交通機関の利用が原則です。

■ バイク通学は自粛が基本

バイク通学は自粛を基本としています。やむを得ずバイク通学が必要な場合に限りキャンパスインフォメーション（衣笠・OIC）、キャンパス管理室（BKC）で「バイク登録」等、所定の手続きを行ってください。バイク登録にあたっては「バイク安全運転講習会」の受講を義務付けています。

※自転車登録、バイク登録等の詳細は、入学後の新生入生オリエンテーションや「バイク安全運転講習会」で説明を行います。

■ 通学交通の諸注意

- ① 自転車・バイクは所定の場所に駐輪してください。また、放置自転車・バイクは処分します。
- ② 地域の方々に危険や迷惑を及ぼさないため、路上駐輪・放置、生活道路・住宅街の通り抜けをやめましょう。
- ③ 自転車は二重施錠しましょう。（駐輪場内でも盗難が多発しています）
- ④ 放置自転車の使用・利用は犯罪です。絶対にしないでください。また、大学として懲戒します。

交通事故にあわない・起こさない ～交通ルールを守る～

最近、キャンパス付近で学生が当事者となる交通事故が増加しています。特にバイクや自転車によるスピードの出し過ぎ、強引な右折・左折、無理な追い越しが原因と思われる事故が増えてきています。学生本人が被害者・加害者のどちらを問わず、けがや賠償のため学業を続けられなくなったり、最悪の場合、死にいたることもあります。学生の皆さんは、地域の生活者として地域社会の一員であり、安心・安全な地域環境づくりに寄与する責任があります。学生の皆さんも地域住民の方々も快適な生活を送れるよう交通ルールやマナーを守りましょう。

■ 交通事故にあわないために

- ・急な飛び出しは危険です。一時停止と安全確認を!
- ・夜間は、目立つ服装や反射材の着用など自分の存在を明らかにする工夫を!

■ 交通事故を起こさないために

～加害者にならない～

- ・安全運転を常に心がける。
- ・飲酒運転や速度超過、信号無視などの無謀運転は絶対にしない。
- ・ハンドルを握ったら運転に集中する!（脇見や油断は思わぬ危険を招きます。）
- ・新生入生オリエンテーションや「安全運転講習会」に必ず出席する。

■ 自転車も車両です…

交通ルールを厳守してください!

～自転車との衝突事故で歩行者が死亡した例もあります～

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外。歩道では歩行者優先で、車道寄りを走行。
- ・二人乗り、並走の禁止
- ・交差点での信号遵守と一旦停止、安全確認
- ・走行中の携帯電話、イヤホン、ヘッドホンの使用禁止
- ・薄暮時・夜間はライトの点灯（いち早く自分を認識してもらうために）
- ・スピードを出し過ぎない（特に下り坂）

*道路交通法により、自転車運転者にも、厳しい罰則が適用されます。

もし、交通事故の被害にあったり、起こした場合は、必ず警察へ届けるとともに、父母（保証人）に連絡し、保険会社にも連絡してください。

交通法規を守り、地域社会の責任ある一員となろう

電車・バスなど公共交通の不正乗車・学割証の不正使用は犯罪です

電車やバスなど公共交通を利用する学生の不正乗車（本来の運賃を払わない乗車）や学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の不正使用により、摘発されるケースが報告されています。これらは、交通法規に違反する犯罪行為（詐欺等）であり、約款等に基づき正規の運賃のほかに追徴金を徴収されるだけでなく、犯罪行為として逮捕・起訴され、刑罰や損害賠償を受けることもあります。

これらの行為は、学修・学生生活に必要な社会的支援（定期券購入を含めた学生割引）の悪用であり、他の学生や大学全体の社会的信用を著しく低下させることにつながります。

本学では、こうした行為を行った学生に対しては、停学等の懲戒を科しています。立命館大学の学生として、法規・社会のルールを遵守し、責任と自覚ある行動を取ってください。

「歩きスマホ」・「ながら運転」は危険です スマートフォン・携帯電話・イヤホン

「歩きスマホ」や「ながら運転」は、あなたの目と耳がスマホ等に集中した状態となります。そうすると周囲に気を配れないために「無防備」な状態になります。スマホ操作や音楽を聴きながら運転するといった「ながら運転」は道路交通法の処罰の対象となります。歩行中・運転中に障害物にぶつかってケガをしたり、他の歩行者等にぶつかってケガをさせたり、最悪死亡させたりすることもあります。また、周囲に気を配れない状態では「ひったくり」「痴漢」等の危険にも気づけないこととなります。



バイク等の「任意保険」の加入について

近年の交通事故における損害賠償額は非常に高額になっています。法律で加入が義務づけられている自賠責保険だけでは補償できないケースが増加していますし、物損事故は、そもそも補償されません。任意保険に加入していれば、事故後の話し合いに保険会社が専門的な視点でアドバイスおよび交渉をし、被害者・加害者どちらの立場になっても大きなトラブルを避けることができます。交通事故を起こさないように細心の注意を払うとともに、必ず任意保険にも加入し、不測の事態に備えてください。任意保険の適用は、自賠責保険加入が条件となっています。自賠責保険の加入・更新も忘れずに行ってください。

アルバイト

就労にあたって

アルバイトを探すにあたっては、職種・仕事の内容、就労期間・時間、雇用主の氏名・住所、賃金等の雇用条件を十分に確認し、自分の学生生活（正課授業等）や健康に支障のないアルバイトを選びましょう。

簡単な仕事で高額な報酬がもらえるアルバイトは何か問題があるかもしれません。十分に注意しましょう。

学外アルバイト情報

学生アルバイト情報ネットワーク（株式会社ナジック・アイ・サポート）の求人情報提供サイト「立命館大学アルバイト紹介システム」（aines.net/）を利用してアルバイト求人情報が閲覧できます。



マイナンバーの取り扱いに注意

アルバイトをする場合、税金・雇用保険などの手続きが必要となりますので、アルバイト先からマイナンバーの提出を求められることがあります。大切な番号（個人情報）になりますので、むやみに開示しないよう、取り扱いには十分注意してください。

就労中のトラブル・事故（いわゆる「ブラックバイト」含む）

アルバイトも労働者です。労働基準法などの法律で守られています。以下のようなトラブルにあったら、労働基準監督署等（参照：P.47 に連絡先記載）に相談してください。

「店長や社員にハラスメントを受けた」

「アルバイト代を払ってくれない」「最初に言われたアルバイト内容・賃金と違う」

「辞めようとおもったら『代わりを見つけないと辞めさせない』といわれ辞めさせてもらえない」

「突然、『明日から来なくていい』といわれた」「アルバイト中にケガをした」など

アルバイトの年間収入金額を把握しましょう

年間収入金額103万円超過：税法上、扶養者（父母等）の扶養から外れます。（扶養者であった人の所得税・住民税が高くなる）

年間収入金額130万円超過：扶養者（父母等）の健康保険から外れる。学生個人で「国民健康保険」に加入し、国民健康保険料を支払う義務が生じます。

勤労学生控除：（扶養者（父母等）の確定申告時に確認）アルバイトの年間収入金額が103万円を超えていても扶養者の税金が控除される場合があります。

学生本人が「確定申告」をすることにより税金（所得税）が還付される（もどってくる）場合があります。詳しくは、扶養者（父母等）の勤務先や国税局、税務署、役所等で確認してください。

※上記金額は2020年2月現在です。今後税制改正等により変更になる場合があります。

ブラックバイトとは？

学生であることを尊重しないアルバイトのこと。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず、正規労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障をきたすほどの重労働を強いられることが多い。

出典：ブラックバイトへの対処法より（中京大学教授 大内 裕和氏他）

【ブラックバイト事例①】

塾の講師としてアルバイトをしているが、大学の定期試験のときに休ませてもらえず、無理なシフトを組まれて、多くの単位を落としてしまった。退職したいと言ったら、「君が辞めると塾の運営が滞る。どう責任を取ってくれるのか（その賠償金を払え）」とか、「どうしても辞めたいのであれば、代わりの者を連れてこい」と言われた。

☞ 学生生活に支障が出ることは、ブラックバイトの典型事例です。代わりの者を探すのは会社側が行うことです。

【ブラックバイト事例②】

飲食店で働いているが、初日に店長より調理中や接客中は賃金を払うが、それ以外の待機時間は賃金を支払わないと言われた。そのことについて「おかしい」と指摘したら、他のアルバイトの人がいる前で、大声で怒鳴られた。

☞ 調理や接客中など拘束されている時間（休憩時間除く）は給与の支払い対象です。そして、人の前で怒鳴る行為はハラスメントに該当します。予め労働条件通知書もらい、給与の支払い条件、勤務時間等を確認しましょう。ちなみに約 60%が労働条件通知書もらっていない現状*があります。

※厚生労働省：「平成 27 年大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」より

■ ブラックバイトの被害を避けるポイント

- ・ 労働条件通知書を必ずもらう。その中身に問題が無いか確認をする。
- ・ 勤務地の最低賃金を確認する（休憩時間以外の拘束時間は賃金の支払い対象です）。
- ・ 学業やその他の学生生活に支障のないシフトを組んでもらえる。

ブラックバイトでは？と思ったら

各キャンパスの学生オフィスや厚生労働省労働局、労働基準監督署に相談してください。



☞ 連絡先は P.47 ①～⑨ 参照

盗難・窃盗・置き引き・ひったくりに注意!

学生が巻き込まれるトラブルでもっとも報告が多い事案は、財布や携帯電話、鞆、自転車・バイクなどの盗難被害です。全国の犯罪被害統計でも、「盗難」「引ったくり」などの被害相談が多く、被害の30%以上が中高生や大学生です。「自分だけは大丈夫」と思わず、自分の身や自分の持ち物は自分で守りましょう。

一方、「すぐに返すからちょっと借りておこう」と駐輪してある他人の自転車に乗って出かけてしまう(窃盗)など、軽い気持ちで社会的に許されない行動をとってしまう事例も起こっています。窃盗は犯罪行為であり、学内外でそれらを発見した場合は、大学は学生懲戒の対象として厳正な対処をしています。(巻末の学生懲戒規程参照)

盗難・窃盗・置き引き・ひったくりにあわないための5か条

1. 貴重品は身に付けておく

図書館、教室、食堂、トイレ、屋外のベンチ等ではほんの一瞬目を離れたスキにカバンに入れていた財布を盗られるケースが多発しています。どんな場所でも所持品から目をはなさず、財布等の貴重品は必ず身につける習慣をつけましょう。

2. 席に荷物を置いたままにしない

図書館、教室、食堂など、席を確保するためやちょっと席を外す時に机に荷物を置いたままにしないようにしましょう。

3. ロッカーは正しく施錠する

体育授業、スポーツ活動で体育館やジムの更衣室を利用する際は荷物を必ずロッカーに入れ、正しく施錠しましょう。

4. 二重ロックが必須

自転車、バイクは、二重ロック(施錠)し、大切な財産を窃盗被害から守りましょう。駐輪場では無施錠の自転車、バイクが盗難被害にあっています。

5. ひったくりに注意

自転車、徒歩通行中、すれ違いさまにカバンをひったかれるケースが増えています。自転車の場合、前かごにカバーするなど予防をしてください。また、イヤホンを付けていると気配を感じ取ることができませんので、注意しましょう(本学では自転車等を運転中のイヤホン、ヘッドホンの使用を禁止しています)。



もしも、盗難・窃盗・置き引き・ひったくりの被害にあってしまったら

- ・金融機関やカード会社、携帯電話会社などにすぐ届け出て、悪用されないようにする。
- ・最寄の交番や警察署に届け出た後、困った時は、学生オフィスにも報告してください。

盗難・ひったくりの被害にあってしまったときにあわてないために

- ・財布に入れているキャッシュカード・クレジットカード等を把握しておく。
- ・持ち歩くカード類は最低限にする。
- ・カード会社(金融機関)の盗難・紛失に関する窓口・連絡先を控えておく(手帳やスマホに)

防犯ベル貸し出し中

立命館大学では、携帯防犯ベルの貸し出しをしています。暗い夜道を歩くときに「暗くて怖い」と感じた場合は気軽に男女問わず、ご利用ください。

<貸出窓口>

衣笠: 学生オフィス・キャンパスインフォメーション
 BKC: 学生オフィス・キャンパスインフォメーション・正門受付
 OIC: 学生オフィス
 朱雀: 独立研究科事務室

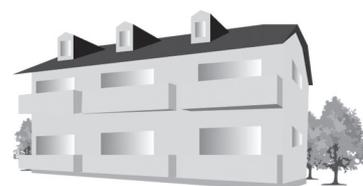
ひとり暮らしの注意

これまで、親（保護者）や学校の先生があなたを守ってくれていましたが、これからは学生として時間と環境を、あなた自身が管理していくこととなります。トラブルに見舞われないよう、普段から積極的に自分の身を守るために必要な情報収集を心掛けるとともに、あらかじめ近くの警察署・交番・病院等を確認するなど、「困ったときの対処方法」を知っておきましょう。

また、学生であっても、地域や社会で生活する「市民の一員」です。近隣の人たちと共に生活している自覚をもち、騒音、ゴミ出しなど自分の行動に責任をもち、他者に迷惑をかけないようにしましょう。

被害にあわないために

- 外出、就寝時にはドアだけでなく窓の鍵がしまっているか確認する。
2階・3階だからといって安心せず、常に戸締りに注意しよう。
- 知らない人が訪ねてきても不用意にドアをあけない。
ドアスコープなどから相手を確認してから対応しよう。
・宅配便等はドアチェーン越しに押印、荷物は玄関先に置いてもらう。
・室内設備の点検等の場合は一人での対応を避け、家族や友人などと複数で対応しよう。
- 個人情報の取り扱いに注意
・郵便ポストは毎日確認する。鍵を取り付けるなど工夫をしよう。抜き取りなど不審な点があれば管理会社に相談しよう。
・ゴミ出しや廃品回収の際には、個人情報が含まれている書類・備品等がないか確認する。
・いたずら電話や不審な電話には対応しない。個人情報も教えない。
・洗濯物（下着類）を外から見えるところに干さない。（居住者の属性が推定されることを避けるため）
- 帰宅時の注意
・家の鍵を開けるときは、周囲を確認して、ドアを開けたら素早く家に入って鍵を閉める。
・家に入ってもすぐに自分の部屋の電気を点けない。（部屋が特定されるのを避けるため）



通学・帰宅・夜間外出時の危険

キャンパス周辺にも夜道が暗く危険な場所があります。授業や研究等で帰宅時間が遅くなる場合もあります。事前に通学途中で助けを求められる・逃げ込める場所（交番・消防署・コンビニ等）を確認しておきましょう。

被害にあわないために

- 街中で見知らぬ人が親しげに声をかけてきても対応しない。
- イヤホンやスマートフォン、携帯電話の操作をしながら歩かない。（注意力が散漫になり危険に気づけなくなるため。）
- 夜間の単独行動はできるだけ避ける。やむを得ず単独で行動する場合は、人通りが多い道を選び、周囲に注意を払う。

女子学生の皆さんへ

女子学生に対するいやがらせ行為（ハラスメント、ストーキング、痴漢、不審電話等）の被害相談が増えています。「自分は大丈夫」と過信せずに普段から常に警戒心を持ってください。万が一被害にあった場合は、勇気を出して、相談にきてください。学生オフィスでは、学生サポートルームなど相談しやすい環境を用意しています。警察でも、レディース相談など女性警察官が対応してくれる窓口があります。

☎ 連絡先は P.47 38 39 41 45 47 参照

選挙権年齢の引き下げ(18歳以上)に伴う 選挙権の行使について

私たちの未来は、私たちが決めにいこう

公職選挙法一部改正に伴う選挙権年齢の引き下げに伴い、多くの学生の皆さんが衆議院・参議院選挙、都道府県・市町村の首長や議会選挙などの選挙権を持つこととなりました。

日本は国民が主権を持ち、その権利として選挙権を行使して、政治に自らの意思を反映させる議会制民主主義の考え方に基づいて国・自治体等の運営が行われています。

国政・自治体選挙だけではなく、特定の政策の是非を問う自治体における住民投票などの機会が増えており、1人ひとりが権利を行使することにより、私たちの暮らし・街づくり・学生生活にも大きく影響することについて、国や自治体など様々な政策に主体的に関与していくことが大切です。

国・自治体などの公的な政策決定に際して、多くの人々がその声を出していく民主主義のプロセスが大切です。本学では、「平和と民主主義」を教学理念として掲げて、教育・研究においてそのことを大切に、大学づくりにも活かしてきました。民主主義のプロセスは、その構成員が主体的に関与することによってはじめて活かされたものとなります。学生の皆さんがよき主権者として成長していくことを願っています。



選挙権年齢が引き下げられたことに伴い、大学では、新入生を対象に配布している『未来を拓くーようこそ立命館へ』において、2016年度より「主権者として「未来を拓く」」(執筆:植松健一・法学部教授)を掲載し、1回生のみなさんにもその重要性を示しています。 (「主権者として「未来を拓く」」はホームページからもアクセスできます。 <http://www.ritsumei.ac.jp/pathways-future/future/>)



学生のみなさんは、これから行われる、国政・自治体、その他の様々な選挙・投票への参加資格を持つ主権者となります。上述の「主権者として「未来を拓く」」では、「主権者とは自分たちの生きる社会を一緒につくる責任を担う仲間たち」と説明されています。

注) 日本では、公職選挙法が適用される選挙については、外国人の投票権が認められていません。ただし、外国籍を持つ場合でも住民投票に参加できる場合があります。

20歳になったら国民年金へ加入

「学生納付特例」の申請も可能です

学生であっても20歳になれば国民年金に加入することが法律で義務付けられています。所得のない学生については、本人の申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例」制度があります。詳しくは市(区)役所、町村役場の国民年金窓口もしくはお近くの年金事務所に問い合わせてください。

注) 本学では、大学内での手続きを実施しておりません。

正課・大学行事中・課外自主活動中、大学施設内のケガ

本学では、正規学生全員を対象として**正課中や課外自主活動中(大学が認めた団体に限る)**、また**大学施設内**で生じた不慮の事故(急激かつ偶然な外来の事故)によって身体に障害(ケガ)を被った場合に備えて、「**学生教育研究災害傷害保険(学研災)**」に加入しています。

これらの条件下においてケガをした場合には、学研災の対象となる場合がありますので、まずは各キャンパス学生オフィス窓口にご相談し、保険金請求の手続きをおこなってください。

【注意1】 学研災の保険金請求には、以下のとおり、最低必要な治療日数の定めがあります。

＜保険金請求の対象となる事項＞

① 正課・大学行事中	実治療日数 1日以上
② 大学施設内でのケガ	実治療日数 4日以上
③ 課外自主活動中(大学が認めた団体)	実治療日数 14日以上

※入院をした場合(①～③を対象)は、1日目から手続きができます。

【注意2】 学研災は、通学中の交通事故には対応していません。以下の「保険加入の勧め」をご参考のうえ、ご自身での加入をお勧めします。

保険加入の勧め

学生生活では、通学中の交通事故や、思わぬ病気やケガに遭遇することがあります。実際に自転車事故で加害者となり、多額の賠償を求められるケースなども増えていきます。このような事態に備え、保険に加入することをお勧めします。一例として、以下をご紹介します。

立命館生活協同組合

「学生総合共済」「学生賠償責任保険」

URL <http://www.ritsco-op.jp/shopinformation/kyosai.html>



(株)クレオヒューマン

「立命館大学 学生総合保障制度(学生・子ども総合保険)」

※株式会社クレオヒューマンは、株式会社クレオテックの全額出資会社です。

※株式会社クレオテックは学校法人立命館の全額出資会社です。

☎ 連絡先は P.47 ⑳㉑参照

学生生活セミナーについて

学生の皆さんが、充実した学生生活を送るためには、安心・安全な環境を阻害する様々なトラブルを回避することが前提となります。

本学では学生生活上のトラブルを回避するため、実際に本学にてトラブルが確認されているもの、他大学でも学生の被害が深刻化している事案、被害に遭ってからではその修復が困難とされるものの中からテーマを精選し、学生生活セミナーを各キャンパスにて開催する予定です。

全て実務家の先生方によるレクチャーであり、実践的なリスク回避術を学べる良い機会です。安心・安全な学生生活を送るため、ぜひご参加ください。

■ お酒との正しい付き合い方

過度な飲酒、未成年飲酒が招く危険や酒席のマナーに対する理解を深め、適正な飲酒のための知識や姿勢を学ぶ。

■ ブラックバイト対策

ブラックバイトの特徴や傾向および労働基準法を学び、身を守るための知識を習得する。

■ ひとり暮らしにおける防犯教室

ひとり暮らしをするうえで、また公共の場における様々な危険（リスク）を知り、それらを回避（マネジメント）する方法を学ぶ。緊急避難的な護身術のレクチャーも含む。

■ カルト集団/悪徳商法から身を守るための方法

カルト集団や悪徳商法の勧誘手口や危険な実態を知り、それらの危険から回避するための方法を学ぶ。

■ SNSから人権を考える

SNSに関してのトラブルの対処法や知っておくべき知識やネットマナーを学び、被害者にも加害者にもならない姿勢を養う。

■ 大学生の薬物問題を考える

薬物の種類・実態や乱用するきっかけなど薬物に対する正しい知識を持ち、その乱用の恐ろしさを認識する。

各テーマの日程、時間、実施キャンパス・場所などの詳細につきましては、manaba+R および学生オフィス掲示板等でお知らせいたします。

包括的な学生支援ネットワーク

大学生活は、正課や正課外活動などさまざまな活動に取り組み、貴重な経験を積み重ねる大切な期間です。しかし、時には課題や困難に直面したり、迷ったり、悩んだりすることも少なくありません。

これらの解決に自立して取り組むことも重要ですが、それと同じぐらい、学生同士が助け合い、学び合うことが重要です。また、教職員や専門相談員と話し合い、主体的に支援を活用できる力を形成することも必要となります。

立命館大学には、学修、学生生活、課外自主活動、そして、キャリア形成など、多様な側面で、学生を支援する体制が整えられています。このような包括的な学生支援のネットワークを上手に活用し、より良い学生生活を送ってください。

学生オフィスの学生支援コーディネーター

相談は、解決に向けての大きな一歩です

困っているけれど、どこに相談すればよいかわからない



学生オフィスの学生支援コーディネーターが学生の「困り感」を聞き取り、学内外の適切な支援につながるガイドを行います。



URL <http://www.ritsumeai.ac.jp/drc/sougou/detail/>

学生サポートルーム —自分らしい学生生活を送るために—

学生生活は、あらゆることに挑戦できる自由と可能性を秘めています。正課授業・課外自主活動・アルバイト、そして新しい人間関係など、自分の世界をよりいっそう広げ、自分自身を成長させていく大切な時期といえるでしょう。

そのような時期だからこそ、学生生活を送るうえで様々な壁にぶつかり、将来について不安や疑問を抱えるなど、これまで以上に自分自身について「考える」ことが多くなってきます。「考える」ことは、次に進むための大切な「時間」ですが、ひとりで考えてもなかなか結論が出せなかったり、「考える」ことがしんどくなる場合もあるでしょう。

「とにかく誰かに相談したい、話を聞いて欲しい」というときは、学生サポートルームを訪ねてください。また、学生生活の様々な事柄について、「どこで相談したらいいかわからない」という場合も、学生サポートルームはみなさんの力になれるでしょう。

たとえばこんなとき

- ・大学生生活の目標が見つからない。
- ・なんとなくやる気がでない。
- ・なんだか周りから取り残されていく気がして焦っている。
- ・友達ができない/友達づきあいがうまくいかない。
- ・勉強に興味がない/勉強が思うようにすすまない。
- ・家族との関係で悩んでいる。
- ・将来のことが不安/進路が決められない。
- ・トラブルが解決できない。

学生サポートルームでは、みなさんが「自分らしい学生生活」を送るためのサポートとして、カウンセリングや様々な企画などを行っています。

学生サポートルームでカウンセリングを行うのは、「資格」「経験」のある専門のカウンセラーです。相談の内容について、秘密は固く守られます。また、学生サポートルームのカウンセリングは次のような時にも活用できます。

- ・自分の気持ちを整理したい。
- ・自分のことについて見つめなおしたい。
- ・自分の学生生活や将来についてしっかり考えてみたい。
- ・自分に合ったストレス対処法、時間管理方法などを習得したい。

学生サポートルーム待合室には自分のことを少し見つめなおしたい、というときにヒントになるような本も用意しています。キャンパスの中で少し疲れてしまった時に休憩できるようなスペースも設けていますので、気軽に足を運んでください。

学生サポートルームを利用するには

相談の申し込み

カウンセリングを希望する場合は予約が必要です。予約については学生オフィスまで問い合わせてください。

学生サポートルームに関する問い合わせ先

衣笠・朱雀 研心館2階

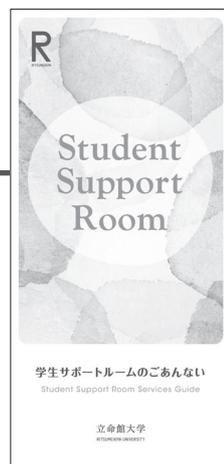
BKC セントラルアーク1階

OIC A棟1階 (AS事務室内)

WEBサイト <http://www.ritsumeai.ac.jp/ssr/>

※大学トップページで、「学生サポートルーム」と検索してください。
※「学生サポートルームのごあんない」リーフレットも参照してください。

👉 連絡先は
P.46 ⑧ ⑩ ⑪ 参照



学生サポートルームのごあんない
Student Support Room Services Guide

立命館大学
RITSUMEI UNIVERSITY

Student Success Program (SSP)

学生「一人ひとり」が正課と課外すべての学生生活を通じて、学びの主体として「自立」し、最大限の「成長」を遂げられるようになるための学生支援を行っています。

大学生生活のなかで、こんなことはありませんか？



- 例えば…
- ・授業もクラブもより充実させたい！うまく両立させるには？
 - ・大学での勉強方法がわからない、まだ身につけていない
 - ・自分の特徴・傾向を知りたい！
 - ・もっと効率よくいろんなことをこなしたい
 - ・スケジュール管理やタスクマネジメントの方法を知りたい



その疑問はSSPのプログラムで解決できるかもしれません。

自分にぴったりの支援やリソースを活用して自分らしいキャンパスライフを実現しましょう！

SSPの各種支援プログラム			
集団	SSPセミナー	年間を通して、学修や生活スキルを身につけるセミナーを開催しています	・タイムスケジュール管理 ・Todoリストの作り方 ・中だるみ対策 ・定期試験対策 など
小集団	学生サポーターによる相談アワー	SSPピア・サポーターが学修方法など学生生活上の疑問を受け付け、相談に乗ります	・学修方法などの相談 ・セミナーのフォローアップ
個別	個別支援	SSPコーディネーターがそれぞれの課題を分析し、個別面談による支援をおこないます	・セルフチェックシート ・継続的サポート
	学修習慣アセスメント	現時点での自分を分析するシートです。強み・弱みを知り、学修計画に役立てましょう	・学修スタイルの分析 ・課題の把握
目的別	リーダーシップ養成	クラブ・サークルなどの課外自主活動で役立つリーダーシップ・マネジメントなどのセミナーです	・会計 ・組織運営 ・キャリア形成 など

自分の強み・弱みを整理して、必要なスキルを身につけていきます



もっと詳しく知りたい方、お問い合わせは学生オフィス・学生支援コーディネーターへ

相談の流れ

- ① 学生オフィス学生支援コーディネーターに相談の予約をしましょう。電話、メール、直接来室などの方法で相談の予約ができます
- ② 各キャンパスのコーディネーターが、丁寧にお話をお伺いします
- ③ コーディネーターと話し合いながら、自身の得意なこと、不得意なこと、工夫や支援があれば解決できることなどを発見していきます

Student Success Program (SSP) 学生オフィス 開講期間中：月～金 9:30～17:00 ※学生オフィスの開室時間に準じます

衣笠 研心館2階

BKC セントラルアーク1階

OIC A棟 (AS事務室内)

連絡先は
P.46 ⑦⑱⑳参照

【E-mail】 ssp1@st.ritsumei.ac.jp

【URL】

http://www.ritsumei.ac.jp/ssp/



保健センター

健康サポート

健康相談: 「何科を受診したらいい?」という相談、近隣の医療期間の案内、身体やこころに関する相談、女性医師によるレディース相談、禁煙相談

診療: 内科・精神科(予約制) 診療 *診療時間はホームページを確認してください。

健康診断: 定期健康診断、再検査や精密検査

窓口時間: 9:30~17:00 (土日祝日休み)

場 所		電話番号
衣笠キャンパス	志学館 1階	075-465-8232
BKCキャンパス	ウエストウイング 1階	077-561-2635
OICキャンパス	A棟 1階南側	072-665-2110

URL <http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/hoken/>



障害学生支援室

本学では、立命館大学障害学生支援方針に基づき、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」の実現を目指し、障害学生支援を行っています。

サポートの対象

視覚障害・聴覚障害・肢体不自由の身体障害、および精神障害(発達障害を含む)により、本学における学修に著しい制限が生じ、学生本人が支援を受けることを希望、その必要性が認められた学生。病気や怪我等により、一時的に障害を負った学生も含まれます。

サポートの範囲

- ① 正課授業を受ける上での必要な支援
- ② その他の支援についても、学生本人からの相談、要請があった場合は、障害学生のニーズに基づいて個別検討を行います。

障害学生をサポートする学生スタッフの募集(随時)や、各種イベントも行っています。関心のある方は、障害学生支援室までお問い合わせください。



障害学生支援室 窓口のご案内

【開室時間】 開講期間中: 9:30 ~ 17:00 (土日祝日休み)
閉講期間中: 13:00 ~ 17:00 (土日祝日休み)

URL

<http://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

☎ 連絡先は
P.46 ⑨ ⑪ ⑫ 参照



【問合せ先】

障害部門別	場 所
身体障害のある学生の相談窓口	衣笠キャンパス 研心館 1階
精神・発達障害とその可能性のある学生の相談窓口 (学生オフィス内)	衣笠キャンパス 研心館 2階 ※朱雀キャンパス
	BKCキャンパス セントラルアーク 1階
	OICキャンパス A棟南 (AS事務室) 1階

※診断がない場合でも相談することができます。

※所属する研究科が朱雀キャンパスの方は、衣笠キャンパスの学生オフィスにご相談ください。

立命館大学はハラスメントを許しません ハラスメントからあなたを守ります

立命館大学は、すべての学生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、教育・研究をし、安全で快適に活動できるコミュニティを創りだすことが、学生の学びと成長のために、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。

立命館大学では、「ハラスメント防止に関する規程」および「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定し、これまで立命館大学が取り組んできた人権尊重の立場を一層明確にするとともに「いかなるハラスメントも容認しない」取り組みをすすめています。

ハラスメントとは

立命館大学では、「教職員が他の教職員、学生もしくは関係者に不利益や不快を与える人権侵害の言動」または、「学生もしくは関係者が、学生もしくは教職員に不利益や不快を与える人権侵害の言動」をハラスメントといいます。

「セクシュアル・ハラスメント」とは

相手の意に反し、相手に不利益や不快を与える性的な人権侵害の言動のことです。

「アカデミック・ハラスメント」とは

性的な言動を含まないとしても、教育・研究上の力関係・上下関係または優越的な地位を利用して、相手の教育研究上、または修学上の利益や権利を侵害する言動のことです。

「パワー・ハラスメント」とは

職務上もしくはその他の地位、人間関係などの優位性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上もしくはその他の利益や権利、人格、尊厳を侵害する言動または職場やその他の環境を悪化させる言動のことです。

学生同士の課外自主活動の場などにおいても地位や優位性を背景にしておこなわれる行為はパワー・ハラスメントとみなされます。

ハラスメントを受けたと感じたら

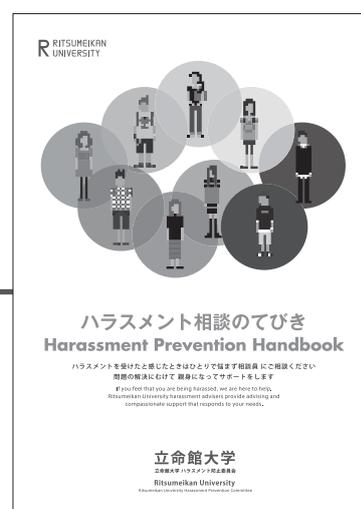
立命館大学では、ハラスメントに関する相談に対応するために、各キャンパスに、ハラスメント相談員を配置しています。どうしてもわからず困っているとき、自分で解決することが困難なときは、相談員にご相談ください。解決に向けて、親身になってサポートをします。

ハラスメントの相談については、新入生配布物または各窓口で配布している「ハラスメント相談のてびき」を、ハラスメント相談員の一覧は、立命館大学ハラスメント防止委員会のホームページを参照してください。

または、立命館大学 HP の大学トップページ → 「学生生活・就職」 → 「ハラスメントの相談」と検索してください。

URL

<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/index.html>



学生懲戒規程・学生団体処分規程

学生は「学びの主体」であり、大学を構成する一員です。学生は大学において自由な教育・研究を保障されるとともに、構成員相互の人権・権利を守るために大学の諸規則を遵守し、学び、研究するという学生の本分をまっとうすることが求められます。また、学生は社会に生きる市民として、定められた法律や条例など社会的な諸秩序を遵守しなければなりません。

立命館大学では、学生個人や課外活動団体が本学学則やその他大学の諸規程に違反した場合、あるいは犯罪行為等を行なった場合は、学校教育法および学校教育法施行規則、学則第57条、大学院学則第91条、学生懲戒規程、学生団体処分規程に基づいて、懲戒・処分を行います。

懲戒・処分は教育上の必要性にもとづきおこなうものですが、公正性・公平性・透明性を確保し、社会的説明責任を果たしていくことが求められることから、「学生懲戒規程」、「学生団体処分規程」を関連事項とともに本学学生であるみなさんにお知らせします。

※規程は 2020 年 2 月 1 日現在の内容です。

最新の内容については、大学のホームページで確認してください。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/infostudents/rule/>



立命館大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第57条第4項および立命館大学大学院学則第91条第4項の規定にもとづき学生の懲戒に関する事項を定める。

(適用等)

第2条 この規程は、学部学生および大学院生（以下「学生」という。）に適用する。

2 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、専修生、研究生、研修生、特別研究学生および外国人研究生の取扱いは各規程の定めによる。

(懲戒の方針)

第3条 懲戒は、本大学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則の定めにもとづき教育上必要な配慮の下にこれを行う。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、行為の結果がもたらした第三者に与えた影響、および行為の背景にある特別な事情等を総合考量して行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要な限度を超えないように留意しなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒は、本大学の学籍を有する期間に行われた行為を対象として行う。

(懲戒の対象とする行為)

第5条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑罰法令その他法令に違反する行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 学生もしくは教員の学問研究活動、または本大学の業務を妨害する行為
- (6) 試験等における不正行為
- (7) 本大学の定める規程および規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為
- (8) 学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第6条 学則第57条第2項および大学院学則第91条第2項に定める懲戒は、退学、停学、戒告とする。

2 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。

3 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。

4 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

(停学の期間)

第7条 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

(嚴重注意)

第8条 懲戒に相当しない場合でも、教授会または研究科委員会（以下「教授会等」という。）が認めるときは、学部長または研究科長（以下「学部長等」という。）は、学生に嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第9条 学部長等は、懲戒の対象となる行為（以下「対象行為」という。）をし、または対象行為をした疑いがあると認められる学生（以下「対象学生」という。）および対象行為に関係があると思われる者（以下「関係者」という。）に対して事情聴取を行う等の方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。

2 学部長等は、必要と認めるときは対象学生および関係者に対して事実関係を証明する書面（電磁的記録を含む）および物品の提出を求め、あるいは対象行為があった場所について検証することができる。

3 学部長等は、事実関係の調査を適正、かつ、公正に行うため対象学生および関係者の事情聴取における発言を録音することができる。

(学生部長の認定した事実関係の採用)

第9条の2 学部長等は、対象行為に係る事実関係がすでに学生部長による事件、事故等の問題解決の過程において明らかになっているとき、または学生部長による事実関係調査が進行中であるときは、学生部長が認定した事実関係を懲戒手続の基礎となる事実関係として採用することができる。

2 前項の規定は、学部長等が前条に規定する事実関係の調査をすることを妨げない。

(立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会が認定した事実関係の採用)

第9条の3 学部長等は、対象行為に係る事実関係がすでに立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会による調査により明らかになっているときは、同委員会が認定した事実関係を懲戒手続の基礎となる事実関係として採用することができる。

(教育指導)

第9条の4 学部長等は、事情聴取の途中または終了後において対象学生が対象行為をしたことを認めるとき、または、関係者の証言その他客観的な証拠物件の存在から対象学生が対象行為をしたことが明白であると認められる場合は、対象学生に対して反省を促す教育指導を行ったうえで、反省文の提出を求める。

(緊急の措置)

第9条の5 学部長等は、対象学生が第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する明白かつ具体的な差し迫った危険があると認めるときは、当該対象学生に対して相当な期間、出席停止、登校禁止、特定の人物または団体に対する接触禁止等の命令をすることができる。

(懲戒の原案)

第10条 学部長等は、懲戒が相当であると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した懲戒の原案（以下「原案」という。）を作成する。

- (1) 予定する懲戒の種類及び根拠となる規程の条項
- (2) 懲戒の原因となる事実
- (3) 対象学生の反省の程度及び改善の見込み
- (4) その他懲戒手続に必要と認める事項

(学生生活会議)

第10条の2 学部長等は、原案に次の各号に掲げる書類を添えて学生生活会議に提出し、原案について意見を求めなければならない。

- (1) 調査員の報告書
- (2) 事情聴取の調書
- (3) 反省文（提出があったとき）

2 前項第1号から第3号までの書類は、予定する懲戒の種類が戒告または期間2ヶ月以下の停学であり、かつ、対象学生が対象行為をしたことを認めている場合において、学生部長が学生生活会議の審議に支障がないと認めるときは、原案への添付を省略することができる。

3 学生部長は、前項に規定する審議の支障を判断するにあたっては、対象行為の性質および内容ならびに先例の有無を勘案しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条の3 学部長等は、対象学生に対して原案を示し、相当の期限を付して弁明の機会を与えなければならない。ただし、対象学生が弁明の機会を放棄したとき、または正当な理由なく期限内に弁明書の提出をしなかったときはこの限りではない。

2 前項に規定する弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行う。弁明書には証拠書類等を添えることができる。

3 学部長等は、弁明に理由があると認める場合において、原案の全部もしくは一部を変更し、または原案を取消そうとするときは、全部若しくは一部を変更した原案（以下「変更原案」という。）または原案を取消す旨の議案書を作成し、弁明書を添えて学生生活会議に提出して意見を求めなければならない。

(懲戒の決定)

第10条の4 学部長等は、原案または変更原案、学生生活会議の意見および第10条の2第1項の各号に掲げる書類を教授会等に提出し、その審議に附す。

2 学部長等は、学生生活会議の意見および教授会等の審議の結論を反映した懲戒の案を作成し、学長に対して懲戒の決定を上申する。

3 学長は、懲戒の決定の上申があったときは、これを決定する。

(懲戒の執行)

第11条 懲戒は、以下の各号に掲げる事項を記載した学長の職・氏名による書面（以下「懲戒通知書」という。）を、対象学生に交付して行う。懲戒は、交付の時から効力を生じる。

(1) 懲戒の種類及び根拠となる規程の条項

(2) 懲戒に期間を付した場合は、その開始日及び終了日

(3) 懲戒の原因となる事実

(4) 不服申立の期間及び提出先

2 対象学生が懲戒通知書の交付に応じないとき、または、懲戒通知書を交付することが困難な事情があるときは、対象学生が本大学に届出た住所又は現在の居所に懲戒通知書を送達することによって懲戒を行うことができる。

3 前項の場合において懲戒は、懲戒通知書を送達した日から効力を生じる。

(親権者および保証人への通知)

第12条 学部長等は、懲戒通知書の交付もしくは送達または前条第3項の掲示を受けた対象学生（以下「懲戒対象者」という。）を名宛人とする懲戒通知書の写しを懲戒対象者の保証人に送達し、懲戒を通知する。懲戒対象者が未成年である場合は、その親権者または未成年後見人にも送付する。

2 前項の通知は、保証人、親権者または未成年後見人が前条の交付に同席したときは、同席した者に懲戒通知書の写しを交付することにより省略することができる。

(公示)

第13条 学部長等は、懲戒を行ったときは、学長の職・氏名により遅滞なくその旨を公示する。

2 公示する事項は、懲戒対象者が所属する学部等、学科（専攻）、回生（課程・回生）、懲戒の種類、根拠となる規程の条項、および、懲戒の期間とする。

3 公示期間は、1か月とする。

4 学部長等は、懲戒を公示することにより第三者の利益を損なうおそれがあると認めるとき、または、公示することが第3条に規定する懲戒の方針に適うものではないと認めるときは、公示事項の全部または一部を公示しないことができる。

第14条 （削除）

(懲戒に関する記録)

第15条 学部長等は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発行日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副学長のうち1名および不服申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長もしくは副学部長または研究科長もしくは副研究科長5名で構成する。

3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

4 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

5 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

7 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

8 学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取扱いを、不服申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第18条 学長は、前条7項の勧告を受けた場合、当該学部長等に再審議を求める。

2 前項の場合、学部長等は、教授会等において再審議を行う。

(退学の制限)

第19条 学部長等は、懲戒の手続き中において対象学生から退学の願い出があったときは、これを受理しない。

(停学期間中の指導)

第20条 学部長等は、停学の懲戒をしたときは、停学期間中、懲戒対象者に対して教育指導を行う。

2 学部長等は、教育指導に必要と認める場合は、懲戒対象者の施設利用および正課授業への参加を許可することができる。

(無期停学の解除)

第20条の2 無期停学は、無期停学の開始日から6か月を経過した日以降において、懲戒対象者に改善の見込みがあると認められるときは解除することができる。

2 無期停学の解除は、学生生活会議の意見を求めたうえで、教授会または研究科委員会の議を経て学長が行う。

3 無期停学の解除は、懲戒対象者に書面を交付して行う。書面を交付することができないときは、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

4 保証人及び親権者または未成年後見人への通知は、第12条の規定を準用する。

(実施要項への委任)

第21条 この規程を実施するために必要な事項は、学生部長が実施要項に定める。

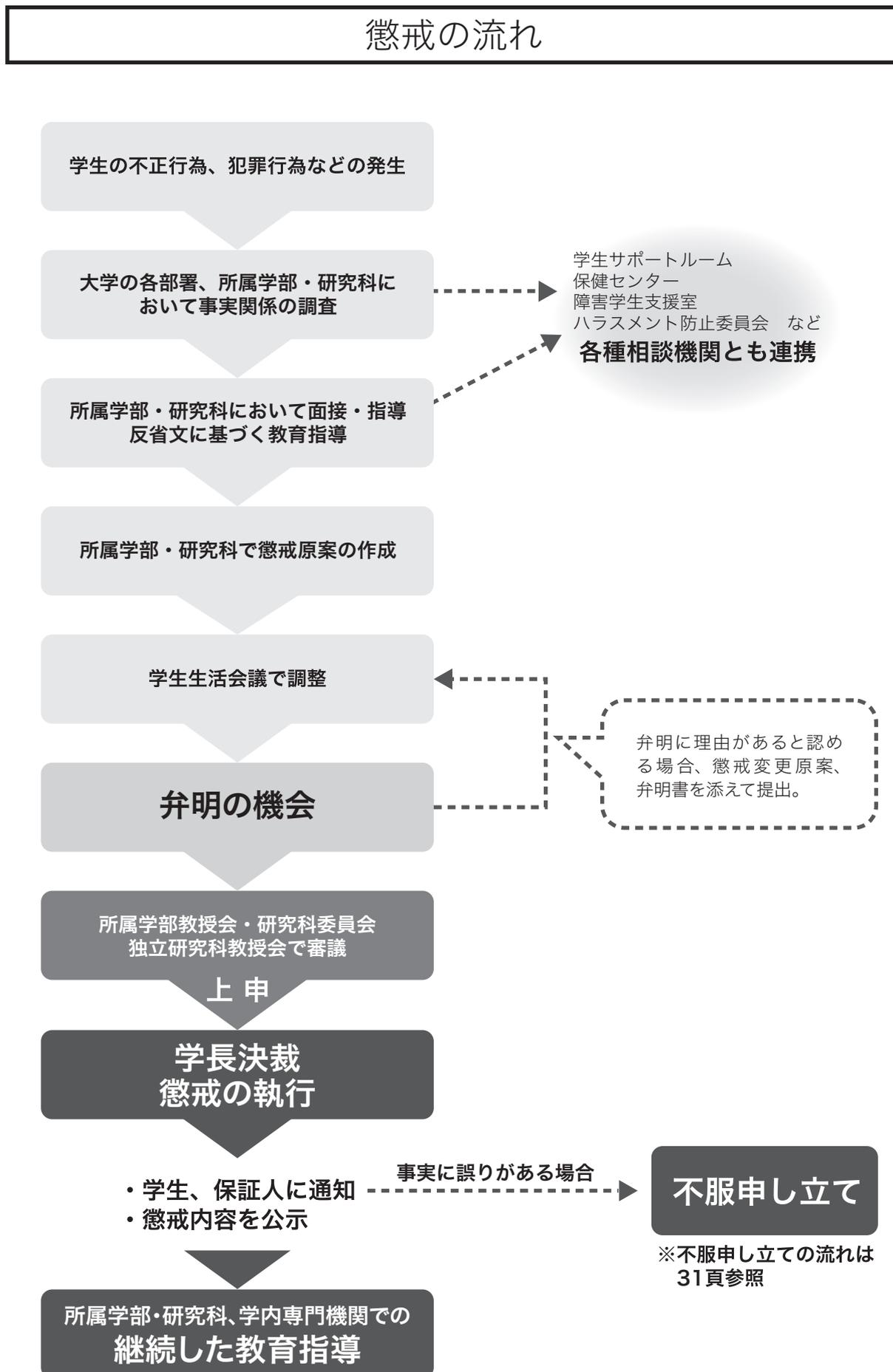
(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会および研究科委員会の議を経て大学協議会において決定する。

附 則

(2017年3月24日 懲戒手続きの明確化等に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月1日から施行し、2017年4月1日以降に発生した事案より適用する。



学生懲戒規程

留意事項

ハラスメント

ハラスメントについては、相談者に対して、ハラスメント防止委員会もしくは保健センター、学生サポートルームに報告・相談をおこなっているかを確認し、平行して相談している場合には、相談者の了解を得たうえで、それらの機関と協力のうえ、そこでの決定等に基づいて対応します。

暴力行為

1999年3月18日の全学協議会代表者会議での「あらゆる暴力を否定し全構成員の自治を発展させるための声明」に基づいて、「基本的人権を蹂躪し、大学の自治と学問の自由を破壊する一切の行為」に対して、毅然とした対応をおこないます。本学における暴力行為とは、身体的な暴力のみならず、学内の施設・設備等の破壊行為など、学園の安心・安全と自治を脅かす全ての行為を指しています。

図書資料の故意破損、持ち出し等

図書館や書庫に収められている図書資料は、学園の全構成員共有の財産です。ラベル剥がし、内容の切り取り、CD-ROMの持ち出し等、故意に資料を破損させたり持ち出した場合は、懲戒の対象となります。

キャンパス内への車両入構、キャンパス周辺への迷惑駐車

本学は、キャンパス内への車両入構は原則として禁止しています。車両の乗り入れが必要な場合は、所属する学部・研究科事務室、学生オフィス（課外活動の場合）に事前に相談してください。なお、無断や不正な方法により車両入構した場合は、厳しく対処します。また、キャンパス周辺の路上等に自動車、バイク、自転車を駐車・駐輪することは、違法行為であり近隣住民の方への迷惑となるため厳しく対処します。

停学期間が3か月を超える場合の学籍の扱いについて

停学期間が3か月を超える場合、卒業に必要な期間（修業年限）に算入されません。卒業・修了日が延期となります。

懲戒に伴う奨学金の取扱い

立命館大学各種奨学金規程、日本学生支援機構奨学金規程の定めるところにより、受給しているまたは受給が決定している奨学金について、受給停止もしくは受給取り消しとなる場合があります。

懲戒を科された場合の記録等の取扱い

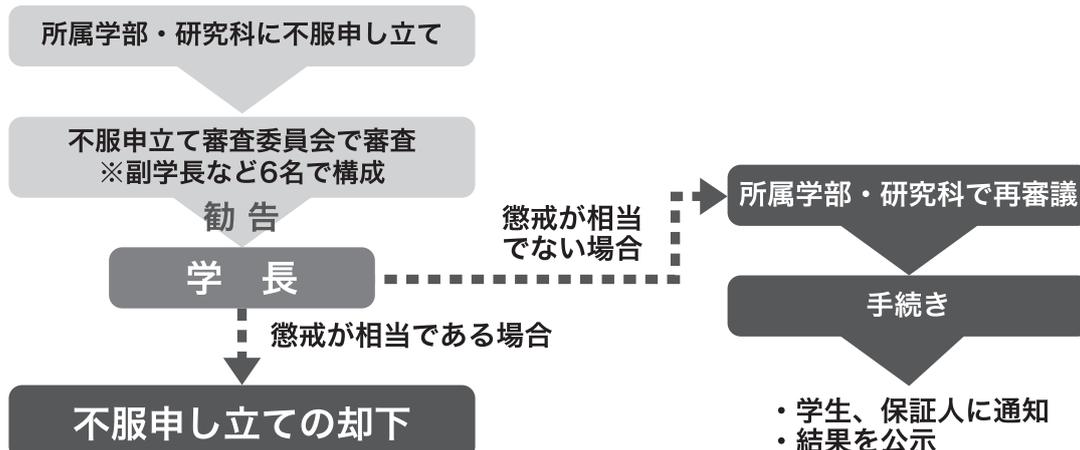
懲戒を科された場合、学籍簿（永久保存）に記録し保存します。成績通知表や在学証明書等の各種証明書には記載しません。

懲戒期間中の授業や課外活動等への参加、施設利用について

懲戒期間中は、授業への出席や課外活動等への参加、施設利用は認めません。所属学部・研究科が懲戒期間中に教育的指導として学習等の指示を行います。それに伴って授業への出席や図書館の利用等、学習に必要なことを指示します。

不服申し立て制度

懲戒の根拠となる事実に関りがあった場合や新たな事実が判明した場合などに、不服申し立てを行うことができます。上記の場合は、学生懲戒規程に基づき、所属学部・研究科に不服申し立てを行ってください。



懲戒規程第5条に関わる諸規程と本学で懲戒した事例

	条項文	関連する立命館大学内の規程等	本学において懲戒した事例
1	刑罰法令その他法令に違反する行為		①悪質商法への関与 ②住居侵入・器物破損行為 ③窃盗 ④万引き ⑤占有離脱物横領行為（放置自転車の無断使用等） ⑥不正薬物使用等行為 ⑦暴行行為、傷害行為、脅迫行為 ⑧殺人、強盗、強姦等凶悪犯罪又は未遂行為 ⑨公共交通機関等の不正乗車（定期券の不正使用等） ⑩無免許運転・飲酒運転等 ⑪暴走行為、危険運転に伴う人身事故等
2	ハラスメント行為	・ハラスメント防止に関する規程	①ストーカー行為 ②セクシャルハラスメント・DV 行為等
3	情報倫理に反する行為	・個人情報保護規程 ・学園情報の保護に関する規程 ・情報システム利用規程 ・学内自主ドメイン管理・運用内規 ・データベース等取り扱い規程 ・学園外ネットワーク設置サーバの運用に関する内規	①他人の ID・パスワードの使用、不正アクセス等 ②ソフトの海賊版作成・販売等 ③インターネット等からのレポート・小論文の盗用等 ④ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等ネット上での人権侵害行為
4	学問的倫理に反する行為	・学位規程 ・研究倫理指針 ・立命館大学における人を対象とする研究倫理指針 ・立命館大学研究活動不正行為防止規程	①論文の盗用
5	学生および教員の学問研究の権利を侵害し、または本大学の業務を妨害する行為	・立命館憲章 ・学則 ・大学院学則 ・学籍規程 ・学生証規程 ・学費納付規程 ・TA/RA規程 ・非正規生各種規程 ・図書館規程 ・学生の学内掲示等取扱規程 ・各種奨学金規程 ・セミナーハウス利用規程 ・合宿所利用規程 ・体育施設管理運営規程 ・放送施設器材利用規程	①教育（授業等）や研究活動、管理運営を妨げる行為等 ②大学構成員（学生・教員・職員他）に対する暴行行為、威嚇、拘禁、拘束等 ③大学が管理する建造物、器物の破壊、汚損、不法改築 ④大学が管理する建造物への不法侵入、不法占拠 ⑤図書資料を故意に破損する行為、無断持ち出し等
6	試験等の不正行為	・定期試験、レポート作成の注意（各学部学修要覧） ・立命館大学定期試験規程	①替玉受験 ②カンニング ③答案用紙の交換や見せ合い ④未登録科目受験等厳正な試験執行を妨げる行為 ⑤友人等が作成したレポート・小論文などの盗用等 ⑥レポート作成の際のインターネット等からのコピー＆ペースト
7	本大学の定める規程および規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為		①キャンパス内や周辺地域におけるバイク、自転車等の不法駐車、不法駐輪等
8	学生の本分に反する行為		①マルチまがいの商法への勧誘等 ②その他迷惑行為

※ここに記載した懲戒内容は、これまで本学で実施した内容の例です。懲戒内容は、事案毎に事実調査、面接に基づいて決定します。

立命館大学学生団体処分規程

第1章 処分の対象

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の学生課外自主活動組織（以下「団体」という）に対する教育的指導としての措置（以下「処分」という）と手続を定める。

(対象とする団体)

第2条 この規程において団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学友会中央常任委員会およびその構成組織
- (2) 学友会中央委員会およびその構成組織
- (3) 学友会中央事業団体の構成団体
- (4) 全学自治会および各学部自治会
- (5) 学術部の本部および各団体
- (6) 学芸総部の本部および各団体
- (7) 体育会の本部および各団体
- (8) 学友会中央任意団体
- (9) 学友会登録団体
- (10) その他 学生部長または学校法人立命館館則第6条に定める各部もしくは各学部の所属長が活動を認めた団体

(対象とする行為または事故)

第3条 団体の活動において、学生に次の各号に定める行為があり、または運営が行われたときは、団体に対する処分を行う。

- (1) 法令上の犯罪に該当し、かつ正当化または免責され得る特段の事情を伴わない行為
- (2) 集团的・組織的人権侵害行為またはハラスメント行為
- (3) 団体の通常の活動から著しく逸脱した危険な行為により引き起こされた事故
- (4) 大学の教育研究活動を妨害する行為
- (5) 社会的通念に著しく反する行為
- (6) 前第1号から第5号に定める行為または事故を隠蔽する行為
- (7) 前第1号から第5号に定める行為または事故に準ずる行為

2 学長は、団体が独自に処分を行っている場合または団体が学生自治代表機関より独自に処分をうけている場合でも、団体もしくは学生自治代表機関による処分の内容に配慮した上で、本規程により団体処分を行うことができる。

(処分の方法)

第4条 団体に対する処分の方法は、次のとおりとし、状態により複数の処分を命じることがある。

- (1) 解散
- (2) 活動停止
- (3) 大学が委嘱する指導者の解任
- (4) 団体が委嘱した指導者への解任勧告
- (5) 譴責

(解散)

第5条 団体の活動を取りやめることが教育上適当と判断されるときは、学長は団体の解散を命じる。

2 解散を命じた場合は、団体の活動認可を取り消すとともに、大学施設の使用を禁止し、大学が委嘱する指導者の配置を取りやめる。

3 解散を命じられた団体は、大学から交付された団体助成金、研修支援金、活動援助金等の残金を大学に返還しなければならない。

4 解散を命じた場合は、団体名称、処分の方法および処分理由を公示する。

(活動停止)

第6条 団体の活動を停止させることが教育上適当と判断されるときは、学長は団体の活動停止を命じる。

2 活動停止は、1か月、2か月、3か月、6か月または無期限とする。

3 無期限の活動停止の解除は、学生部長が無期限活動停止の解除が適当であると認めるとき、学生生活会議の議を経て学長が行う。ただし、処分の開始日から6か月を経過した後でなければ解除できない。

4 活動停止を命じた場合、当該期間中は、学長は次の各号に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 団体としての練習および活動の禁止
- (2) 学生会館、サークルボックス、練習場、合宿所、セミナーハウスなど大学施設の使用禁止
- (3) 公式戦、練習試合、イベント等への出場、参加、開催の禁止
- (4) 大学が委嘱する指導者の配置の停止

- (5) 団体助成金、研修支援金、活動援助金等大学予算の支出の停止
- 5 第1項にかかわらず、学生部長が教育的観点から必要と判断したときは、団体の社会奉仕活動等を認めることがある。
- 6 活動停止を命じた場合は、団体名称、処分の方法および処分理由を公示する。

(大学が委嘱する指導者の解任)

第7条 大学が委嘱する顧問、部長、副部长、監督またはコーチ（「大学が委嘱する指導者」という）が次の各号に該当する行為を行った場合は、学長は当該指導者を解任する。

- (1) 第3条に定める行為に大学が委嘱する指導者が直接関与していたとき
- (2) 大学が委嘱する指導者が処分の対象となる行為の事実を知りつつ適切な対応を行わず、そのことが重大な不作為にあたる場合
- 2 大学が委嘱する指導者の配置停止となった団体は、当該指導者を活動へ参加させてはならない。

(団体が委嘱した指導者への解任勧告)

第8条 団体が委嘱した指導者の行為が、第7条第1項の各号に該当する場合、学長は団体に対して当該指導者の解任を勧告する。

- 2 団体に前項の勧告を行ったときは、学生部長は、団体および所属学生に面接指導を行ったのち、勧告事項の実施について文書にて報告を行わせる。
- 3 団体が、勧告に従わなかったときは、学生部長は、直ちに活動停止または解散を命じることができる。

(譴責)

第9条 譴責は、当該行為が活動停止に該当しない軽微な場合と判断されるときは、文書により行為を戒め、団体および所属学生への面接指導を行って、団体から学生部長に反省文を提出させる。

- 2 譴責した場合は、団体助成金、研修支援金、活動援助金など大学予算の支出の停止措置を行うことができる。
- 3 譴責した場合は、団体名称、処分の方法および処分理由を公示する。

(嚴重注意)

第10条 団体処分に至らない行為または事故であっても、学生生活会議が当該団体に対し指導が必要であると認めるときは、学生部長は、団体に嚴重注意を行うことができる。

- 2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

第2章 処分の手続

(発生の報告)

第11条 団体は、団体処分の対象とする行為またはその疑いが生じたときは、遅滞なく学生部長に報告することとする。

(事実関係の調査)

第12条 処分の対象とする行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は、遅滞なく当該団体に所属する学生および指導者に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認するものとする。

- 2 前項において、学生部長が必要と判断した場合は、学生生活会議の下に事実調査委員会を設置することができる。
- 3 事実調査委員会を設置したときは、調査方針および事実関係の確認は、事実調査委員会において決定する。

(事実調査委員会)

第13条 事実調査委員会は、学生部長および総合理工学院学院長補佐（学生担当）、副学部長（学生担当）、学生主事のうちから学生部長が指名する5名で構成し、学生部長が主宰する。

- 2 学生部長が必要と認める場合は、事実調査委員会に弁護士等の専門家の出席を求めることができる。
- 3 事実調査委員会の事務局は、学生部が担当する。

(緊急の措置)

第14条 処分の対象とする行為またはその疑いが生じたことにより、次の各号のいずれかに該当する事態が生じているときは、学生部長は当該団体の処分が決定するまでの間、緊急措置として団体に対し活動を停止させることができる。

- (1) 重大な不法行為があった場合
- (2) ハラスメント行為により被害が生じている場合
- (3) 活動を継続させることにより新たな問題または事故の発生が予見される場合
- 2 前項の緊急措置を行う場合、学生部長は団体の関係者に対し特定の者への接触を禁止し、または被害者への安全配慮の措置を講じることができる。
- 3 緊急措置による活動の停止を命じたときは、活動停止処分の期間を短縮することができる。

(面接指導)

第15条 第12条の事実関係の調査により、処分が相当である場合、学生部長は、団体および所属学生への面接指導を行う。

(処分案の作成)

第16条 第12条の事実関係の調査および前条の面接指導を終えたのち、学生部長は、処分案を作成する。

(弁明の機会)

第17条 学生部長は、処分案を作成する前に、当該団体の代表者に対して弁明の機会を与えるものとする。

2 前項にかかわらず、行為が重大犯罪であり、かつ、明白と認められるなど特段の事情があるときは、弁明の機会を与えずに処分案を作成することができる。

(学生自治代表機関への説明)

第18条 学生部長は、第2条第1号から第9号までに該当する団体に対する処分を決定する前に学生自治代表機関に対し処分案を説明する。

(処分の決定)

第19条 処分は、第16条の処分案につき、学生生活会議の議を経て学長が決定する。

2 前項にかかわらず、処分案が解散である場合または学生部長が必要であると判断した場合は、前項のほか補導会議での審議を経なければならない。

(団体への通告)

第20条 学長は、団体代表者に対し処分内容を文書により通告する。

(公示)

第21条 処分を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、団体名称、処分の方法および処分理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。

4 学長は、特段の事情がある場合、学生生活会議の議を経て、当該公示の一部を公示しないことができる。

(不服申立て)

第22条 処分を受けた団体の代表者は、処分の発効日から30日以内にその処分に対する不服申立てを行うことができる。ただし、30日目が学年暦で定められた業務日にあたらない場合は、翌業務日までとする。

2 不服申立ては、団体の代表者が所定の書面を学生部長を通じて学長に対して提出することにより行う。

(不服申立審査委員会)

第23条 学長は、前条の不服申立てがあったとき、学長の下に不服申立審査委員会を設置する。

2 不服申立審査委員会は、副学長のうち学長が指名する1名および学部長もしくは学生担当以外の副学部長のうち学長が指名する5名で構成する。

3 学長が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

4 不服申立審査委員会は、団体の代表者から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

5 不服申立てをした団体の代表者は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

6 不服申立審査委員会は、処分の内容が相当であると判断した場合は、決定を維持する。

7 不服申立審査委員会は、処分の内容が相当でないと判断した場合は、処分の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

8 学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取り扱いについて、不服申立てを行った団体の代表者に通知する。

9 不服申立審査委員会の事務局は学生部が行う。

(再審議)

第24条 学長は、前条第7項の勧告を受けた場合、学生部長に再審議を求める。

2 前項の場合、学生部長は学生生活会議において再審議を行う。

3 処分内容の取消しまたは変更は、学生生活会議で審議のうえ学長が行う。

4 処分の取消しもしくは変更が生じた場合は、事由を明記したうえで公示する。

5 処分内容の変更により、団体が不利益を受け、あるいは受ける可能性がある場合は、不利益の回復措置について学生生活会議で審議のうえ、補導会議で審議し、学長が行う。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、規程の実施にあたって必要な事項は、学生部長がこれを定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て大学協議会において決定する。

附則 (2020年1月31日 対象とする団体の修正に伴う一部改正)

この規程は、2020年2月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。

学生懲戒規程に関わる関連諸規程（抜粋）等

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

立命館大学学則

第6節 賞罰

（懲戒）

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

立命館大学大学院学則

（懲戒）

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

立命館大学学籍に関する規程

第9章 卒業および修了の日

（卒業および修了の日）

第22条 卒業該当者が3か月以内の停学処分を受け、その処分解除日が正規の卒業の日を超えるときは、解除日の翌日を卒業の日とする。

2 前項に規定する卒業または修了の日および3か月を超える停学処分を受けた者の卒業または修了の日が、前期または後期中途となるときは、当該学生の願い出により、教授会または研究科委員会等の議を経て学長がこれを前条に規定する卒業または修了の日とすることができる。

3 前2項に規定する卒業または修了の日を含む学期分の学費の取り扱いについては、立命館大学学費等納付に関する規程第12条による。

定期試験、レポート試験の注意

大学における試験は、学生の自主性で自覚的な学習を基本とし、日頃の学習の到達点を確認するものです。試験における不正行為は、自らの学習権を放棄し、大学で学ぶ資格を失う行為であると考え、本学では、厳しく対処しています。加えて、定期試験科目の一部または全部をF評価とするなど厳しい措置を取ります。

レポート試験の場合、参照した文献・情報について註釈をつけて出典を明示し、引用した場合は、かぎかっこ（「」）で囲み出典を明示しなければなりません。他人の論文や文献に若干の修正を加えるなどしても、上記のルールを守っていない場合は、盗用とみなされ、厳しく対処しています。この場合も、成績評価はFとなります。

立命館大学定期試験規程

(不正行為の種類)

第15条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持および使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- (5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- (6) 所持品や机上等へ事前に書き込みと使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受検
- (9) 答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記名
- (10) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- (11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (12) その他、公正な試験の実践を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱)

第16条 定期試験において不正行為を行った学生には、立命館大学学生懲戒規程を適用する。

2 前項の学生については、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「F」評価とする。

その他、私語や受験態度不良など厳正な試験実施を妨げる行為も、不正行為として扱いますので十分注意してください。

学内相談窓口一覧

困ったことがあればまずは大学の各所管に相談してください

	部課名	場所	電話
衣笠キャンパス	1 法学部事務室	存心館 1F	075-465-8175
	2 産業社会学部事務室	以学館 1F	075-465-8184
	3 国際関係学部事務室	恒心館 1F	075-465-1211
	4 文学部事務室	清心館 1F	075-465-8187
	5 映像学部事務室	充光館 1F	075-465-1990
	6 大学院課 (衣笠)	至徳館 4F	075-465-8195
	6 衣笠独立研究科事務室 (応用人間科学・言語教育情報・先端総合学術)	創思館 1F	075-465-8375
	7 衣笠学生オフィス	研心館 2F	075-465-8167
	8 衣笠サポートルーム		075-465-8174
	9 障害学生支援室	研心館 1F	075-465-8343
	10 保健センター (衣笠)	志学館 1F	075-465-8232
11 キャンパスインフォメーション	至徳館 1F東	075-465-8144	
BKC キャンパス	12 経済学部事務室	アドセミナリオ 1F	077-561-3940
	13 理工学部事務室	コアステーション 1F	077-561-2625
	14 情報理工学部事務室	クリエーションコア 1F	077-561-5202
	15 生命科学部事務室	リンクスクエア 2F	077-561-5021
	16 薬学部事務室	サイエンスコア 1F	077-561-2563
	17 スポーツ健康科学部事務室	インテグレーションコア 2F	077-561-3760
	18 食マネジメント学部事務室	アドセミナリオ 1F	077-561-4801
	19 BKC 学生オフィス	セントラルアーク 1F	077-561-3917
	20 BKC 学生サポートルーム		077-561-3952
	21 障害学生支援室		077-561-3951
	22 保健センター (BKC)	ウエストウイング 1F	077-561-2635
	23 キャンパス管理室	コアステーション 1F	077-561-2621
	OIC キャンパス	24 経営学部事務室	A棟中ウイング 1F
25 政策科学部事務室		072-665-2080	
26 総合心理学部事務室		072-665-2190	
27 グローバル教養学部事務室		072-665-2492	
28 OIC 独立研究科事務室		テクノロジー・マネジメント研究科	072-665-2100
29		経営管理研究科	072-665-2101
30 OIC 学生オフィス		A棟南ウイング 1F (AS 事務室内)	072-665-2130
31 OIC 学生サポートルーム			072-665-2130
32 障害学生支援室			072-665-2130
33 保健センター (OIC)		A棟南ウイング 1F	072-665-2110
34 キャンパスインフォメーション	A棟北ウイング 1F	072-665-2020	
朱雀キャンパス	35	法務研究科	075-813-8272
	36 朱雀独立研究科事務室	公務研究科	075-813-8274
	37	教職研究科	075-813-8269

学外相談窓口一覧

アルバイト関係の相談窓口

(賃金未払い・雇用機会金等法・セクシャルハラスメント相談等)

	問い合わせ窓口	地域	電話
1	総合労働相談コーナー ・厚生労働省労働局 ・労働基準監督署	京都府	0120-829-100 ※京都府内限定
2			075-241-3221
3		京都駅前	075-342-3553
4		京都市上	075-280-1320
5		滋賀県	077-522-6648
6		大津	077-522-6641
7		大阪府	0120-939-009
8			06-7660-0072
9		茨木	072-604-5491

交通事故後の損害賠償請求・示談等の
問題が生じた際の相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
10	京都市消費生活総合センター (交通事故相談)	京都府	075-256-2140
11	京都府交通事故相談所		075-414-4274
12	滋賀県交通事故相談所(大津市)	滋賀県	077-528-3425
13	茨木市市民生活相談課	大阪府	072-620-1603
14	(公財)日弁交通事故相談センター	-	0570-078-325

こころの相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
15	よりそいホットライン	-	0120-279-338
16	京都いのちの電話	京都府	075-864-4343
17	京都府精神保健福祉総合センター		075-645-5155
18	京都市こころの健康増進センター		075-314-0874
19	滋賀いのちの電話		077-553-7387
20	滋賀県立精神保健福祉センター	滋賀県	077-567-5010
21	草津市保健増進課健康増進グループ		077-561-2323
22	関西いのちの電話	大阪府	06-6309-1121
23	大阪府こころの健康総合センター		06-6607-8814

保険加入についての相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
24	立命館生活協同組合	-	0120-465-098
25	(株)クレオヒューマン	京都府	075-463-9178

悪質商法等消費生活での被害相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
26	消費者ホットライン ※最寄りの消費生活窓口につながります。	京都府	188
27	京都市消費生活総合センター		075-256-0800
28	京都府消費生活安全センター		075-671-0004
29	法テラス京都(日本司法支援センター)	滋賀県	050-3383-5433
30	草津市消費生活相談窓口		077-561-2353
31	大津市消費生活センター		077528-2662
32	滋賀県消費生活センター(彦根市)		0749-23-0999
33	法テラス滋賀(日本司法支援センター)		050-3383-5454
34	茨木市消費生活センター		072-624-1999
35	大阪府消費生活センター		06-6616-0888
36	法テラス大阪(日本司法支援センター)	050-3383-5425	

警察の相談窓口

★…女性警察官が対応してくれます。

	問い合わせ窓口	地域	電話
37	京都府警察総合相談室	京都府	075-414-0110
38	京都府警察レディース110番 ★		075-411-0110
39	鉄道警察隊(京都) レディース相談室 ★		075-682-0913
40	滋賀県警察 県民の声110番	滋賀県	077-525-0110
41	滋賀県警察 犯罪被害者サポートテレホン ★		077-521-8341
42	草津警察署		077-563-0110
43	鉄道警察隊(滋賀)		077-564-1116
44	大阪府警察本部府民応接センター (警察相談室)	大阪府	06-6941-0030
45	大阪府警察 ウーマンライン ★		06-6941-0110
46	茨木警察署		072-622-1234
47	鉄道警察隊(大阪) 列車内ちかん被害相談 ★		06-6885-1234

SNS・インターネット上の犯罪などに
関わるトラブルの相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
48	京都府警察本部 サイバー犯罪対策課	京都府	075-451-9111
49	滋賀県警察本部 生活安全課 (サイバー犯罪対策室)	滋賀県	077-522-1231

インターネット上に個人情報や
名誉毀損があった場合の相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
50	法務局インターネット人権相談受付 窓口 みんなの人権110番	-	0570-003-110



RITSUMEIKAN

TIPS ON CAMPUS LIFE FOR STUDENTS 2020



2020年

安全で快適な学生生活のために

発行／立命館大学 学生オフィス（2020.3）

〔衣笠学生オフィス〕〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 衣笠キャンパス 研心館 2F TEL：075-465-8167

〔BKC学生オフィス〕〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク 1F TEL：075-561-3917

〔OIC学生オフィス〕〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150 立命館大学 大阪いばらきキャンパス A棟 1階（AS事務室内）TEL：072-665-2130